

## 目 次

### ◎会議録第1号（12月7日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	7
日程第2 会議録署名議員の指名	7
日程第3 会期の決定	7
日程第4 報告第6号 専決処分の報告について（松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事変更請負契約の締結について）	8
日程第5 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町一般会計補正予算（第7号））	10
日程第6 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町一般会計補正予算（第8号））	12
日程第7 議案第56号 松前町防災会議条例の一部を改正する条例	13
日程第8 議案第57号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	14
日程第9 議案第58号 松前町手数料条例の一部を改正する条例	16
日程第10 議案第59号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	17
日程第11 議案第60号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	19
日程第12 議案第61号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例	20
日程第13 議案第62号 愛媛県市町総合事務組合格約の変更について	21
日程第14 議案第63号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について	21

日程第15	議案第64号	令和3年度松前町一般会計補正予算（第9号）	22
日程第16	議案第65号	令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	23
日程第17	議案第66号	令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	23
日程第18	議案第67号	令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）	23
散	会		34

◎会議録第2号（12月13日）一般質問

開	議		40
日程第1	会議録署名議員の指名		40
日程第2	一般質問		
	4番 曾我部秀司議員		40
	11番 村井慶太郎議員		60
	10番 藤岡 緑議員		66
	8番 稲田 輝宏議員		76
	5番 影岡 俊範議員		79
	2番 西村 元一議員		83
散	会		95

◎会議録第3号（12月20日）委員長報告

開	議		101
日程第1	会議録署名議員の指名		101
日程第2	議案第56号	松前町防災会議条例の一部を改正する条例	101
日程第3	議案第57号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	102
日程第4	議案第58号	松前町手数料条例の一部を改正する条例	103
日程第5	議案第59号	松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	104

日程第 6	議案第60号	松前町放課後児童クラブの設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例……………	105
日程第 7	議案第61号	松前町国民健康保険条例の一部を改正する 条例……………	106
日程第 8	議案第62号	愛媛県市町総合事務組合理約の変更につい て……………	107
日程第 9	議案第63号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構 成団体からの脱退に伴う財産処分について……………	107
日程第10	議案第64号	令和 3 年度松前町一般会計補正予算（第 9 号）……………	108
日程第11	議案第65号	令和 3 年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算（第 4 号）……………	108
日程第12	議案第66号	令和 3 年度松前町後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 2 号）……………	108
日程第13	議案第67号	令和 3 年度松前町介護保険特別会計補正予 算（第 3 号）……………	108
日程第14	議案第68号	令和 3 年度松前町一般会計補正予算（第10 号）……………	120
閉 議……………			125
町長挨拶……………			125
閉 会……………			125

12月7日（第1号）

令和3年松前町議会第4回定例会会議録

令和3年12月7日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村 元一	3番 渡部 恵美	4番 曾我部 秀司
5番 影岡 俊範	6番 田中 周作	7番 住田 英次
8番 稲田 輝宏	9番 加藤 博徳	10番 藤岡 緑
11番 村井 慶太郎	12番 岡井 馨一郎	14番 伊賀上 明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡本 靖
副町長	徳居 芳之
教育長	足立 一志
総務部長	大川 康久
保健福祉部長	早瀬 晴美
産業建設部長	渡部 博憲
出納局長	横山 眞史
教育委員会 事務局長	仙波 晴樹
財政課長	金子 貴徳
税務課長	楠田 匡志
危機管理課長	友田 秀樹
町民課長	重松 修平
保険課長	山田 運

子育て・ 健康課長	塩梅敬介
まちづくり課長	山田善仁
産業課長	金子裕之
会計課技監	伊達圭亮

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	柏原正
議会事務局 書記	徳本敏子

令和3年松前町議会第4回定例会

議事日程表

No. 1

	令和3年12月7日(火)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	報告第6号	専決処分の報告について(松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事変更請負契約の締結について)	
	上程	報告	質疑
日程第5	議案第54号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度松前町一般会計補正予算(第7号))	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第6	議案第55号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度松前町一般会計補正予算(第8号))	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第7	議案第56号	松前町防災会議条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第8	議案第57号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第9	議案第58号	松前町手数料条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第10	議案第59号	松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(文教厚生)
日程第11	議案第60号	松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(文教厚生)
日程第12	議案第61号	松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
	上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(文教厚生)

日程第13	議案第62号	愛媛県市町総合事務組合規約の変更について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第14	議案第63号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第15	議案第64号	令和3年度松前町一般会計補正予算（第9号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第16	議案第65号	令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第17	議案第66号	令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第18	議案第67号	令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）



○議長（加藤博徳） 1点お知らせをいたします。

本日、新型コロナ対策で理事者交代のときに随時休憩を取らせていただきますので、御承知ください。

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和3年松前町議会第4回定例会を開会いたします。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

師走に入り、慌ただしい時期になってまいりました。本格的な冬を迎え、気温が一段と低下し、空気も乾燥してまいりましたので、マスクの着用や手洗い、うがいを徹底し、健康管理には十分注意していただきますようお願いいたします。

本日、令和3年松前町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。

本議会におきましては、令和3年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、公務員の給与改定につきましては、8月10日の人事院勧告において、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げることとされたところです。これに対し、国は、コロナ禍の異例の状況下での、特に経済対策等、政府全体の取組との関連を考慮して、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度分の引下げに相当する額については令和4年6月の期末手当から減額することで調整することとし、地方自治体にも国と同様の対応を求めました。

これを受け、本町におきましても、本年12月の期末手当支給額の減額による地域経済への影響を勘案し、国と同様に引下げ時期を先に伸ばすことといたしました。期末手当による職員の消費を喚起し、少しでも地域経済の活性化が図られることを期待しています。

さて、新型コロナウイルス感染症について、先月、南アフリカなどで新たな変異株、オミクロン株が発見され、国立感染症研究所は、この変異株を最も警戒レベルの高い懸念される変異株に指定しました。既に海外では感染が拡大しており、先月30日には日本においても初感染が確認されるなど、第6波への警戒が必要ですので、町民の皆様におかれましては、引き続き感染回避行動を徹底していただきますようお願いいたします。

それでは、令和3年第4回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

11月30日現在、接種対象者約2万7,500人のうち2万3,876人、87%が2回目の接種まで完了いたしました。接種を希望する方で、病気や入院等の事情によってまだ接種ができていない方や、これから満12歳になる方の1回目、2回目の接種の予約は、今後は個別に対応いたしますので、子育て・健康課に連絡していただきますようお願いいたします。

また、3回目の追加接種につきましては、2回目接種から8か月以上経過した方を対象に12月14日から実施する予定としておりますが、昨日、岸田総理の所信表明演説で8か月を待たず、できる限り前倒しするとの表明がありましたので、今後の動きを注視したいと考えています。対象者には順次接種券をお送りしますので、追加接種を希望する方は、同封の案内に従って予約していただきますようお願いいたします。

次に、安全・安心なまちづくりについて申し上げます。

先月22日に、松前町と伊予市、伊予警察署の3者で安全で安心なまちづくりに関する協定を締結いたしました。この協定では、3者が連携して、防犯や交通安全のほか、青少年の健全育成や防災等に取り組むこととしており、今後はこれまで以上に相互連携を強固なものにし、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

次に、松山圏域で取り組む農産物振興について申し上げます。

10月13日に、松山圏域6市町の特産品を使ったクラフトジン「道後ジン六媛」が完成しました。この六媛は、ジンの素材に松前町のはだか麦、松山市の伊台・五明こうげんぶどう、伊予市の中山栗、東温市のイチゴ、久万高原町のリンゴ、砥部町の七折小梅を使い、水口酒造の協力を得て開発したものです。切れのある味わいと、農産物のフレッシュで甘く華やかな香りの中に、松前町の特産、はだか麦由来の香ばしい香りが広がるとてもおいしいお酒に仕上がっています。現在、道後商店街、百貨店や酒店などで販売しておりますので、ぜひ多くの皆様に御購入いただき、松山圏域6市町の特産品が織りなすハーモニーを味わっていただきたいと思っております。

次に、松前町の魅力発信について申し上げます。

今年度も、町を象徴する風景の写真をプリントした松前町オリジナル年賀はがきを、作成、販売いたしました。大変御好評をいただいております、先月19日に販売を開始したところ、僅か1週間で完売となりました。新年の御挨拶に活用していただくことで、町内外に広く松前町の魅力が発信され、町のイメージアップにつながることを期待しております。

次に、文化振興について申し上げます。

10月23日と24日の2日間、「ふれあい・豊かな文化のまちづくり2021」と題して、第46回まさき文化祭を開催し、子どもから大人まで多くの町民の皆さんに参加していただきました。

展示ブースには、町民の皆さんの書道や絵画などの作品を展示したほか、松前町史談会

が、町指定文化財「松山領伊予郡絵図」のレプリカを展示しました。また、広域学習ホールでは、多くの町民の皆さんに様々な芸能の日頃の錬成の成果を披露していただきました。

新型コロナウイルス感染症対策のため、規模を縮小しての開催となりましたが、2年ぶりとなる発表の機会に生き生きとした表情で発表する町民の皆さんの姿が見られ、活気にぎわいのある文化祭となりました。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

10月23日と24日の2日間、松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場で、令和3年度U-15ジュニアユースホッケー日本代表女子選手選考会が開催されました。この選考会は、例年、福井県越前町で開催されていましたが、男子ホッケー日本代表サムライジャパンの強化合宿が行われている実績が考慮され、本町で開催されることとなったものです。

選考会には、全国から総勢62人の中学生が集まり、松前町からも4人の中学生が参加しました。選考の結果、松前町の2人を含む30人が日本代表選手に選出され、今月、滋賀県米原市で開催されるU-15ジュニアユースホッケー日本代表オールスター戦に出場する予定です。

松前町から日本代表選手が誕生したことは、今後のホッケーのまちづくりの大きな推進力となり、さらなる発展につながると思います。引き続き、ホッケーの聖地・松前を目指し、ホッケーのまちづくりを推進してまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件1件、専決処分の承認2件、条例案件6件、予算案件4件、その他議決を求めるもの2件、合わせて15件の議案を提出しております。議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名いたします。

5番影岡俊範議員、6番田中周作議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る11月30日の議会運営委員会で協議の結果、本日から12月20日までの14日間と決定いたしました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの14日間に決定いたしました。

~~~~~

日程第4 報告第6号 専決処分の報告について（松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事変更請負契約の締結について）（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第4、報告第6号専決処分の報告について（松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事変更請負契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第6号について報告いたします。

松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事について、契約金額を増額する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決第9号として3ページのとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、横山出納局長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 横山出納局長。

○出納局長（横山眞史） 報告第6号松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事変更請負契約の締結について。

議案書では3ページですが、参考資料で補足説明いたします。参考資料1ページをお開きください。

今回の変更は、当初請負金額から391万円を増額し、変更後の請負金額を2億1,808万円としたものです。

変更の概要としては、敷地外構フェンスについて、当初設計では金属製網目のフェンスとしていましたが、おしゃれなまさき推進事業の一環として、アルミ製木調のフェンスへ変更するものです。

2ページをお開きください。

施工場所の分かる平面図になります。実線で示した箇所、敷地西側、南側及び東側において設置するフェンスの仕様を変更するものです。

3ページをお開きください。

フェンスの構造図になります。高さ1.2メートルのフェンスとなっております。

4ページをお開きください。

完成後のイメージ図となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 全協でも一定の説明はいただいたんですけど、もう一回確認のためにお聞きしますが、ここの参考資料の1ページ目に、当初契約金額の5%以内、限度額500万円以内と書かれています。私、全協で、一応おしゃれ予算は議決は要らんのかということ。今回はこれ以内やけん、要らんのやけど、もしこの5%以上を超えて、500万円以上を超えたときに議決要らんのかと言うたら、おしゃれ予算に関しては議決は要りませんと、そういう回答やったと思うんですけど、もう一回確認のためにお聞かせくださいや。

○議長（加藤博徳） 横山出納局長。

○出納局長（横山眞史） 今回については、変更分についてはおしゃれ予算で財源を確保いたしました。おしゃれ予算の使用については予算の範囲内で行っておりますので、議決の必要はございません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 訂正をいたします。

地方自治法第180条で、軽易事件については、条例で制定したものについては専決ができると、報告で済むという地方自治法の規定があつて、それに基づいて専決をしているものでありまして、おしゃれ予算だから議決が要らないということではありませんので、訂正しておわび申し上げます。

（11番村井慶太郎議員「はい。分かりました」の声あり）

○議長（加藤博徳） よろしいですか。

（11番村井慶太郎議員「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） なしと認めます。

報告第6号を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時48分 休憩

午前 9 時49分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第 5 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度松前町一般会計補正予算（第 7 号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第 5、議案第54号専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度松前町一般会計補正予算第 7 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第54号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を行うための経費が緊急に必要となったことから、地方自治法第179条第 1 項の規定により、専決第 8 号として 8 ページのとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、金子財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 議案第54号専決第 8 号について補足して説明いたします。

議案書の 9 ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 8,048 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 122 億 1,319 万 4,000 円になります。

初めに、歳出について説明いたします。

議案書の 21 ページと、参考資料の 5 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 3 目緊急経済対策費、補正額 8,048 万 2,000 円は、新型コロナウイルス緊急経済対策に係る費用を計上しています。

内容は、参考資料でお示ししているとおり、2 回目のまん延防止等重点措置の適用に伴い苦境に直面する事業者を支援するため、えひめ版県・市町連携事業応援金の第 2 弾の支給を実施するほか、国や県の期間延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策新ビジネスモデル補助金及び新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金の追加と、支給に係る事務費です。

続いて、歳入について説明いたします。

議案書の 20 ページを御覧ください。

14 款 2 項 1 目 1 節総務管理費国庫補助金、補正額 2,241 万 3,000 円は、歳出に計上したえ

ひめ版県・市町連携事業応援金の第2弾の支給に対する、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分になります。

次に、15款2項5目1節商工費県補助金、補正額4,790万3,000円は、同じく歳出に計上したえひめ版県・市町連携事業応援金の第2弾の支給及びその事務費に対する、えひめ版応援金（第2弾）事業費補助金になります。

次に、19款1項1目1節繰越金、補正額1,016万6,000円は不足する財源としての計上となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

（「手が挙がっらい」の声あり）

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ちょっとお尋ねするんですが、これコロナの補助金ということでお伺いしたいんですが、どうして松前町は税金の滞納者には配らんのですか。これ国のお金でしょ。そこのところお聞かせください。

○議長（加藤博徳） あ、西村議員。この議案第54号の……

（2番西村元一議員「これコロナ対策でしょ」の声あり）

コロナ対策の専決の処分についての御質問でお伺いしたいと思うんですが。

（2番西村元一議員「いえいえ。これ配るお金でしょ」の声あり）

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） この前もちらっと聞いたんですが、国のお金を配るといってまいとるのに、何で松前町は単独で税金滞納者には配らんのかなということ聞きよんです。理由を聞かせてください。

○議長（加藤博徳） いま先ほど議長が申し上げましたが、議案第54号の関連についての討議で、今、西村議員がやられてるのは、そのコロナの補助金に対する支払いは平等でな

いんじゃないかと、こういう御質問でしょう。

(2番西村元一議員「そうです」の声あり)

それについては、別の補正予算のところで聞いていただいたらと思うんですが、いかがでしょうか。

(2番西村元一議員「はい。分かりました」の声あり)

お願いいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) ないようでありますので、採決を行います。

議案第54号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第6 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度松前町一般会計補正予算(第8号))(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第6、議案第55号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度松前町一般会計補正予算第8号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第55号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている子育て世帯の支援を行うための経費が緊急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第10号として25ページのとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、金子財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 金子財政課長。

○財政課長(金子貴徳) 議案第55号専決第10号について補足して説明いたします。

議案書の27ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億4,986万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ124億6,306万3,000円になります。

初めに、歳出について説明いたします。



議案書の39ページと、参考資料の7ページをお願いいたします。

3款2項6目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、補正額2億4,986万9,000円は子育て世帯への臨時特別給付金に係る費用を計上しています。

内容は、参考資料でお示ししているとおり、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯の生活を支援するために、対象児童1人につき5万円を支給する臨時特別給付金と、支給に係る事務費です。

続いて、歳入について説明いたします。

議案書の38ページをお開きください。

14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、補正額2億4,986万9,000円は、歳出に計上した子育て世帯への臨時特別給付金の支給に対する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金と、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金になります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第55号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時0分 休憩

午前10時1分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第7 議案第56号 松前町防災会議条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第56号松前町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第56号について提案理由を申し上げます。

防災会議の委員の資格を見直し、女性委員の登用の幅を広げるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第56号について補足して説明いたします。

議案書は45ページ、参考資料は9ページをお開きください。

今回の改正は、防災・減災対策には積極的に女性の視点も取り入れる必要があることから、松前町防災会議委員への女性登用を推進するため、所要の改正を行うものです。

改正の概要ですが、参考資料9ページの2の②に示すとおり、委員総数を18人とし、新たに防災行政を推進する上で町長が必要と認める者を委員の資格者として追加するため、議案書45ページ、松前町防災会議条例の新旧対照表改正後の第3条第1項中に「18人」を追加し、議案書46ページの改正前の第3条第6項の各号における委員の定数を削除するほか、同ページ改正後の第3条第5項第10号に新たな委員資格者として「前各号に掲げる者のほか、防災行政を推進する上で町長が必要と認める者」を追加するものです。併せて、目や項ずれ等を下線に示すとおり、それぞれ改めます。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第56号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第56号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第57号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第57号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第57号について提案理由を申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により地方税法施行令の一部が改正されることに伴い、未就学児がある世帯に係る国民健康保険税を減額するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第57号について補足して説明をいたします。

議案書は49ページ、参考資料は11ページをお開きください。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により地方税法施行令の一部が改正されることに伴い、未就学児がある世帯に係る国民健康保険税を減額するため、所要の改正を行うものです。

改正の概要ですが、参考資料13ページをお開きください。

今回の松前町国民健康保険税条例の改正後の計算方式をお示ししております。

未就学児に係る医療給付費分保険税と後期高齢者支援金分保険税の均等割額が2分の1となります。7割、5割、2割軽減対象の未就学児については、それぞれの割合において軽減額が拡大されます。

議案書49ページから64ページにかけて、この減額のために必要な改正箇所を下線でお示ししております。

また、参考資料11ページから12ページにかけて、今回の松前町国民健康保険税条例の改正概略を一覧表にしておりますので御参照ください。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行し、改正後の規定は令和4年度分以降の国民健康保険税について適用し、令和3年度分以前の国民健康保険税については従前の例によるものとします。

以上で議案第57号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第57号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第58号 松前町手数料条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第9、議案第58号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第58号について提案理由を申し上げます。

手数料の額の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 渡部産業建設部長。

○産業建設部長(渡部博憲) それでは、議案第58号について補足して御説明いたします。

議案書65ページ、参考資料は15ページをお開きください。

今回の改正は、本町の優良宅地造成認定に係る申請手数料の額について、適正化を図るため見直しを行ったところ、引上げの必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

主な内容につきましては、松前町手数料条例第2条第1項第28号優良宅地造成認定申請手数料について、議案書65ページ、66ページの左の表、改正後の欄に示すとおり、各区分の手数料の額を変更するとともに、手数料の種類を明確にするため、改正するものです。

手数料の額の変更にあたっては、県及び近隣市町とのバランスを図るため、愛媛県の手数料の額に合わせることであります。

参考資料15ページに今回の改正のポイントを示したものを記載しておりますので御参照ください。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行することとしておりますが、議案書67ページにありますとおり、経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第58号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時11分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第10 議案第59号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第59号松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第59号について提案理由を申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、家庭的保育事業者等及び特定教育・保育施設が書面で行うこととされている作成、保存、交付等を書面で行うことに代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるようにするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第59号について補足して御説明いたします。

議案書は69ページ、参考資料は17ページをお開きください。

議案書中段の第1条、松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、家庭的保育事業者等が書面で行うこととされている作成、保存等を書面で行うことに代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるようにするため、議案書71ページお願いします、71ページ表左、改正後に、第49条として電磁的記録の条文を追加する改正です。

同じページ、下から2行目、第2条、松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設が書面で行うこととされている作成、保存、交付等を書面で行うことに代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるようにするため、所要の改正を行うものです。

76ページをお願いします。

表の左側、改正後に、第53条として電磁的記録等の条文を追加します。

72ページにお戻りください。

表の右側、改正前です。

この条例では、これまでこの第5条で重要事項のみ電磁的方法による提供を可能としておりましたが、先ほどの第53条を追加するため、第5条の2項から6項までを削除します。

なお、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第59号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第60号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第60号松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第60号について提案理由を申し上げます。

松前小学校放課後児童クラブの施設整備に伴い、その位置を変更し、定員を増員するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第60号について補足して御説明いたします。

議案書81ページをお願いします。

表の右が改正前、左が改正後です。

松前小学校放課後児童クラブを旧宗意原保育所跡地に新築したため、位置が松前町大字筒井1175番地から、松前町大字筒井1188番地2に変更となり、また定員を160人から200人に増員するために改正を行うものです。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第60号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員

会へ付託しました。

~~~~~

**日程第12 議案第61号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））**

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第61号松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第61号について提案理由を申し上げます。

産科医療補償制度の掛金額の引下げを踏まえ、出産育児一時金の支給額を改定するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第61号について補足して御説明いたします。

議案書83ページ、参考資料は19ページをお開きください。

今回の改正は、産科医療補償制度が見直されることを踏まえ、松前町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

議案の表の右側が改正前、左が改正後です。

出産育児一時金として、改正前40万4,000円を改正後40万8,000円に、また加算額として改正前1万6,000円を上限としていたものを、改正後1万2,000円を超えない範囲内の金額とするものです。

これは、産科医療補償制度が見直され、加算額として支給している掛金額が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになりましたが、国の社会保障審議会医療保険部において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金総額については42万円を維持するべきとされたことを踏まえ、当町においても総額が42万円となるよう出産育児一時金を改定するとともに、加算額の上限を改定するため、改正を行うものです。

なお、この条例は令和4年1月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第61号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第62号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

日程第14 議案第63号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第62号愛媛県市町総合事務組合理約の変更について及び日程第14、議案第63号愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第62号及び議案第63号について一括して提案理由を申し上げます。

愛媛県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務の構成団体から西予市が令和4年3月31日をもって脱退するための当該組合の規約変更及び脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第62号及び議案第63号について補足して御説明いたします。

まず、議案第62号です。

議案書86ページをお開きください。

愛媛県市町総合事務組合理約の一部を改正する規約です。

表の右側が改正前、左が改正後です。

組合の共同処理する事務のうち、4、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務とあるのは、通称、交通災害共済と呼ばれ

ている事務で、この交通災害共済の規約について、西予市が脱退するため変更するものです。

なお、この規約は令和4年4月1日から施行します。

続きまして、議案第63号について補足して御説明いたします。

議案書88ページをお開きください。

先ほど御説明しました交通災害共済の事務について、西予市が脱退するに当たり、西予市が一切の財産を放棄することにより、令和4年4月1日からは、その財産は愛媛県市町総合事務組合に帰属するということです。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第62号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第62号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

議案第63号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第63号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託いたしました。

ここで10時45分まで休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第15 議案第64号 令和3年度松前町一般会計補正予算（第9号）（上程、提案

理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第16 議案第65号 令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第17 議案第66号 令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第18 議案第67号 令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第15、議案第64号令和3年度松前町一般会計補正予算第9号、日程第16、議案第65号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号、日程第17、議案第66号令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号及び日程第18、議案第67号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第64号から議案第67号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書3ページをお開きください。

令和3年度松前町一般会計補正予算第9号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億1,298万7,000円を追加し、総額を125億7,605万円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の21ページをお開きください。

まず、笑顔で暮らせる健康づくりでは、障がい者支援の充実のため、障害者医療、自立支援給付費及び障害児通所給付費について、想定していた人数を上回る利用があるため、不足する扶助費を追加し、障がい者の自立と社会参加を促進します。

また、子育て支援の充実のため今年度から開始した産後ケアについて、想定していた人数を上回る利用があるため、不足する経費を追加します。

このほか、感染症対策の推進のため、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施するために必要な経費を追加します。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、スポーツの振興のため、今年度も男子ホッケー日本代表チームの強化合宿を誘致することができたため、町内の子どもたちとの交流を図るなど、ホッケーを通じたまちづくりを推進します。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、松前町の偉人、義農作兵衛とその精神を全国

に発信するために実施する義農大賞について、義農大賞審査委員会において大賞受賞者が2名選考されたため、映像作品制作費を追加します。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、道路・交通網の充実のため、道路環境を改善するための用地を確保するほか、県が実施する道路改良事業について、その経費の一部を負担します。

そのほか、見込みを上回るペースで寄附をいただいているふるさと納税について、想定寄附額を1,200万円に上方修正し、寄附の増加に伴い必要となる返礼品代金及びふるさと納税ポータルサイトの使用料を追加します。

なお、財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が7,501万5,000円の増、一般財源が3,797万2,000円の増となっております。

予算の議案書29ページをお開きください。

議案第65号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,336万円を追加し、総額を33億6,574万6,000円とするものです。

予算の議案書41ページをお開きください。

議案第66号令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ219万6,000円を追加し、総額を4億8,341万6,000円とするものです。

予算の議案書55ページをお開きください。

議案第67号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号は、既定の保険事業勘定の予算に歳入歳出それぞれ5,639万2,000円を追加し、総額を29億2,824万4,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第64号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 一般会計補正予算の義農大賞について質問いたします。

予算決算常任委員会で質問してもよいのですが、職員の皆さんは町長と議会に挟まれ大変な思いをするだろうと考え、町長に直接お伺いします。

なぜ、大賞を1つに絞れなかったのかということです。

この義農大賞を反対していた人はもちろん、賛成したい人の中にも、なぜ絞れないのか、そしてなぜ経費を追加しなければいけないのかと考える人も少なからずいることでしょう。

9月の一般質問で、私が、選定基準をしっかりと持ち審査員に伝えるべきというような意見をしたところ、先日あった2日の全員協議会で選定基準5項目をお伝えしたというこ

とも聞いております。ただ、大賞を幾つかに絞った中でその中から決定する場合には、この5項目の優先順位、これを伝えていけば1つに絞れるはずです。この後、その優先順位を審査員に伝えれば1つに絞れるはずです。

なぜ、大賞を1つに絞れないのか、その理由をお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 大賞の受賞者が2名になったことについて御説明を申し上げます。

基本的には、審査委員会をお願いをして、審査委員会で選考していただくということでございますので、審査委員会が2名の大賞者を選んだということでもあります。

2名でよいかということがございました。165件の応募をいただきまして、私全ての功績調書を読ませていただきましたが、いずれの活動も本当に頭の下がる活動で、選考は難航したというふうに考えてございます。

そんな中で、最終的に2つに絞られてまいりました。どちらか甲乙がつけがたいという審査員のお話の中で、実は1つは県外の方、1つは県内の方という形が2つ残りました。そんな中で2つでいいかということがございましたので、私といたしましては、今回全国の募集をしておるといってもありますので、1つに絞って県内にするのもどうかと思いましたが、せっかく県内の方が活動されておるのを県外だけにするのもどうかと思えますし、そんな中で、もう致し方ありませんね、2つにしましょうということで了解をしたということでございますので、どうぞ御理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 先ほどありました1つは県外、1つは県内、それ以上絞れないということなんですけれども、大賞は1つ、1件ということであれば、やはり絞るべきだと私は思います。

9月の一般質問のときには、応募件数は5件、県外はなしということでした。町長はじめ職員の皆さんも、これは少ないなと思っていたところ、私の指摘もあり、応募数を増やさなければいけないなと思ったのでしょうか。そのときの答弁で、総務課長は県外、特に中四国のNPO団体に個別に話をして、広めたいという答弁がありました。できたら応募してほしいと個別に広めたため、行政としては予想以上の応募数があったのではないかと思います。

特に大阪府からは52件の応募、これではお願いした手前、大阪府から1つは大賞にしないといけない、集めていただいた方に申し訳ない、そういうふうに思うのは当然でしょう。また、先ほど言いました県内からも1つということ。これで絞れないっていうのは私は非常におかしいと感じます。

絞れないのは県内から1つ、県外から1つというふうにこだわっているからでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 選考の経過は先ほどお話ししたとおりで、それ以上も、それ以下もありませんので、御理解いただきたいと思います。

ただ、私自身の気持ちとしては、全国から募集するという事業として実施をしたものがありますので、本当は1回目は県外から大賞を出す方がいいのかなという、思っていた部分はございます。そういう中で、県外、県内の1つずつが審査員の皆さん方がこれがいということに残ってきて、どっちにしようかという議論になったときに、これだったらもう2つもやむを得ないかなと判断したことは、そういうことでそういうふうに審査員の先生方に申し上げたということはございます。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） そしたら最後の質問です。

1つに絞れなくて、費用、経費を追加しなければいけない、これは行政の責任だと思うんです。1つに絞れば追加経費は必要ありません。そしたら、その責任をどういう形で取るのでしょうか。

私は、これは長が責任を取らなければいけない。例えばですけれども、町長の給与月額70%減額、2か月にすれば120万円の予算が捻出されます。しかし、町長の公約であったこの義農大賞、実施の実現をしたのは承認した議会です。であれば、議会の責任というのは非常に私は大きいと思います。そこで、町長と今年度当初予算に賛成した議員7名、計8名が月額15万円の減額すれば120万円は捻出されます。

これは、私の言ったことであり、何がしかの責任を取る、そういうつもりはなかったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） いろいろなお考えがあるでしょう。それに対してどうこうは申し上げませんが、事業を実施するというふうに決めて、実施する中で様々な変更が生じるのは、それは往々にしてあることでありまして、今回は審査については審査員の先生を選んで、その先生方をお願いするという形で行っている中で、審査員の先生方が、私の発言も少しありましたが、2つがいいだろうと、何とか2つでお願いしたいという話がある中で決まったことですので。そういう変更については、私の考えとしては、例えば放課後児童クラブを造るときに、その途中でちょっと不都合なことが、基礎を造るときに下に岩盤が出てきて、多少工事が大きくなると。同様の考え方で、変化の中で臨機の対応をしていって、その中で必要な予算はつけていくというのが当然の対応だと思っておりまして、賛成した者がそれに対する費用を負担するというような考えは全くありませんし、これは事業をする中での変化でありますので、責任を取るとかどうとかという問題でもないというふ

うに私は思っています。それぞれのお考えがあると思いますので、お考えは自由ですが、私はその考えにくみする考えはありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） よく分かりました。

町民の皆さんから預かった大切なお金ということであれば、そういう意識があれば、無駄な使い方はできないはずです。計画の段階で慎重に検討するべきだと思うんです。

大賞を1つに絞ることもせず、しょせん人のお金、足りなければ追加すればいい、そのような考え方であるということがよく分かりました。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 質疑を終わります。

ほかに。

伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 曾我部議員が質疑したのを聞いておって、私もなるほどなということで、あえて質問をさせていただきます。

これは、義農大賞は町長の公約で行った事業である。先ほど放課後児童クラブに石が出たとか、何とかかんとかという話もあったけれど、それと同じような案件ではない。町長はちょっとお考え違いしと思う。それは自然に出てきた話であって、事業者にとってはどうしても追加が要るということで、追加を要求するのは当たり前である。

しかし、町長は約束した以上、約束の範囲内で、予算でやるべきである。117万7,000円の追加は認められん。もっと、1,500万円の中から儉約しよう思うたらできるはずです。町長、その努力をしようと思われましたか。それとも、必要ないと考えてこの予算をつけたんですか。まずそこからお聞きします。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 義農大賞につきましては、おっしゃるように私が公約して実施している事業であります。

新しい事業でもありますので、できる限り経費は縮減をした形でやらなければならないという意識の中で、義農大賞の経費そのものの、当初の予算の編成に当たっての考え方としては、できる限りの節約をするという形で予算要求をさせていただいておるところであります。

今回、審査員の皆さん方の御意見や私の思いもあって大賞受賞が2名になりましたけれども、そのために一旦は、もちろん大賞の経費は、100万円という活動支援資金については半分にすると、それはやむを得ないだろうと。ただ、事業として募集している中に、功績を映像作品にして表彰式で紹介をすると、顕彰していくという話をしております。

そうすると、大賞を2名にした限りにおいては、それを実行しなくてはいけない。応募

していただいた方に対しても実行しなくてはならない。最初はそれを縮小してしまうということも考えましたが、それは応募していただいた方、あるいは松前町がこの賞に取り組むに当たって、いわゆる全国でそういう草の根的に活動されてる方を掘り起こして顕彰するという面からいっても、その部分についてはきっちりと功績を、活動の実績を皆さんに紹介するという責任もあるという中で、あまり縮小はできないなということで、他のところも、映像作品の額自体も縮減できないかということで指示をし、検討してもらいましたが、やはりある程度の人員もかかりますし、期間もかかりますし、100万円何がしのお金が必要であるという報告がありましたので、やむを得ず予算要求をさせていただいたということでございますので、義農大賞の実施を必要と考えるならば、ぜひこの予算についても御承認をいただいたらと思っております。

議会の皆さん方、反対される方おいでますけれども、義農大賞の予算が通過し、募集をする、こういう事業を進めていく中で、私自身は多くの皆さんからよくやってくれた、ええ事業や、これで松前町も広がるし、義農大賞の知名度も上がる、そういう応援の声はたくさん聞かせていただきましたが、おかしいじゃないかと、こんな金使うてどうするんぞという批判の声は一人も聞きませんでした。私に言うんですから、批判の人は言わないかもしれませんが、多くの町民の皆さんから期待と応援をいただいていることを御報告させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 当然、町長の耳には反対の意見は届かんとおもいますよ。我々は町民の代表で、選挙で選ばれた議員として苦情はたくさん聞いております。

前に一般質問のときに言ったと思うんですが、反対意見があったことを頭に入れとってくださいよと。議会で通ったんやから構いません、事業を推進するのは。それは民主主義ですから。

しかし、先ほど儉約も考えたというお話もございましたが、4月23日、義農祭で、文化センターで表彰並びにイベント、いろんな催しが行われると思うんだけど、例えばですよ、能をやめたらどうですかと。その儉約もせんといて、努力しましたけれど、考えましたけれど、それは縮小することは考えませんでしたということやと思うんだけど、一つも努力しないでこの予算117万7,000円を議会で要求するということは、そら町長、イエスマンがまたおりますんで、予算は通るとおもいます。しかし、町民や他の人間、報道の人間、皆さん見ております。

結果はどうなるか分かりませんが、批判があることは必ず後で出てきますので、町長。次の2年向こうのことを考えたときには、もうちょっと自重していただいて、身を切ることも考えていただきたい。これだけ言っても考えは変わらんとおもいます。頑固ですからね、町長は。だけど、批判があるということだけは頭ん中入れとってください。町長は努



力したと言うけれど、私は努力していないという判断をしましたので、質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 私が表彰式にお能をすることに批判をいただいておりますけれども、お能についても、松前町の文化度を上げる意味から、世界遺産であるお能を使って義農作兵衛さんを発信することは松前町にとっては利益になるだろうと、こういう発想でお能に対して取り組んでいこうということに決めたわけであります。そのことについても御理解いただいたんですが、もう既に予算を認めていただき、そのことについても着手をしております、お能の制作はほとんど終わりかけておる状況でありますので、今さら皆さんが節約せえとおっしゃられても、それをやめたとしても、ものはできない、違約金は払わないといけないという状況になりますので、現段階でやめることはできないということで、そこは削ることはできなかつた。やめるつもりもありませんでしたが、やめるとしてもそういうことになるということでありますので、その点も御理解をいただいたらと思う。

能をやることについては、皆さんも多分御承知と思いますが、私は趣味で能楽に携わっておりますので、その関係で私が思いついたということは確かにあります。それが気に食わんのかもしれませんが、ただ私が能をやっているからこそ、能楽を松前に引っ張って行くことができたということもあるわけであります。そのことによって、松前の文化度が上がるという、文化的な町になるということもメリットとしてあるというふうに、私は確信をしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） もうやめようかと思うたけれど、今の答弁でもう一点だけ質問します。

町長はどうしてもやりたいというのは分かるんですよ。予算も議会で通つとんやから、進んどるんだから、やめとは言いませんよ。だけど、来年の4月23日のあの行事、いろいろお金もかかるんです。その中から、少しでも儉約しようかという町長のお考えはないということは今聞いたんですが、これは町長、税金の無駄遣いですよ、はっきり言うて。117万7,000円何で儉約できるのですか。

あなたが文化継承とかどうのこうの、私が趣味で能をやると、それを何で外さんのですか。それをやってこそ町長ですよ。私は、117万円の町税の無駄遣いするわけにいかんから、これはやめましたと。それぐらいは町長、言うべきやと思う。それもやめんのやったら、あくまで反対します。

以上です。

○議長（加藤博徳） ほかに質疑ありませんか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 私もちよっと聞かせてもらいたいんですが、全国に広めるという公約で一応出したと思うんですが、日本全国、都道府県の中に今応募しとるんが、ほぼ大阪と愛媛だけなんですよ。あとは1件ずつの、3分の1にも満たしてないとこの応募しかないんですよ。これが全国に広まりますか。3分の2ほどは1件も応募がないんですよ。こんな、全国に広める公約を出した以上、全国の応募が1件でもなからなんだろうそやないんですかと思うんですが、ちよっとこれは公約違反じゃなからうかと思うんですが、どんなんですか。

愛媛と大阪、知り合いに皆、みんな都道府県もあるけど、1件ずつなんですよ。こんな、誰か知り合いに応募してくれというぐらいの件数しかないと思うんですよ。もっと全国に広めると思うんやったら、北海道から沖縄まで津々浦々、何件かの応募はありますよ。どこへこれ義農さんを広めるつもりですか。大阪と愛媛だけですか。こんな義農大賞やったらやめたらどうですか。全国に広まらん、義農さん泣きますよ。どんなんですか。全国に広められんような案を出したんじゃおかしいんじゃないんですか、これ。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。質問の中身はなぜ全国に広がらなかったんでしょうかと、こういう質問でよろしいですか。

○2番（西村元一議員） そういうことですよ。広まらん案をいつまででもやってもいかんです……。

○議長（加藤博徳） 全国からなぜ来なんだんですかという質問ですか。

○2番（西村元一議員） そうですよ。

○議長（加藤博徳） それでよろしいですか。

○2番（西村元一議員） ちょっと私は言い方悪いけど。

○議長（加藤博徳） いやいや。それでよろしいですか。

○2番（西村元一議員） はい。

○議長（加藤博徳） 理事者の、何か答弁ありますか。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） まず、最初5件が、いろいろ周知を役場で考えて165件になりました。やはりそれに関しては全国的に周知はできたと思います。

ただ、今議員さんが言うように1つの県に固まっているということになりますが、これから、まだ1年目です。今後、またこの165件から来年の4月23日開催に向けていろんな活動をしていく中で、また2回目、3回目と各県からの応募も出てくると思います。まずは1回目ということで、全国47都道府県には広がってませんが、これからはまたいろんな県から応募をしていただけるように努力していきたいと考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） これ毎年続ける気ですか。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） はい。今後も2年に1回ずつ広げていきたいと考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） こんな予算はないでしょう、でも毎年続けるという。義農作兵衛、それやったらもっと義農さんの中を改造するとか、お宮は古いけん、お宮でも建て直すとかというほうにお金をつぎ込んだらどんなんやろか。

この義農大賞、大賞というて、おかしい義農大賞でしょう。

○議長（加藤博徳） 西村議員、2年に1回ですよ。毎年……。

○2番（西村元一議員） 2年に1回でもおかしいということ。

○議長（加藤博徳） はい。

○2番（西村元一議員） 毎年じゃないですよ。義農さんを本当に思う気持ちがあるんやったら、献花の1本もあげてほしい、町長が。行かんでしょう。4月23日行きましたか、中止したけど。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 4月23日はお参りに行かせていただきました。

（「今年も」「去年もおととしも」の声あり）

○議長（加藤博徳） もう3回になりますので、西村議員。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

よろしいですか。

（2番西村元一議員「もうええ」の声あり）

ほかにありませんか。

岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 私は義農大賞、これは副町長がお話しされたように、初めての取組ということで、まず165件というのは、県あるいは府、そういうところの偏りはあったけれども、よく応募があったなというふうに私は思っております。

そして、松前町を義農大賞もというか義農さんの精神を広めるということも一つですが、松前町という町名、あるいは町の様子等々を全国に広めるということの一つの意味も持っております。だから、私としては、2年に1回の募集ではあるけれども、松前町を全国区に引き上げていくというところにおけるの宣伝、PRに使うという一つの手段として、というのも松前町には観光資源はありません。産業につきましても、珍味類はあるけれども、これもそれぞれの大手のメーカーの名前でもって販売されてると。製造は全国区であるけれども、商品名では松前町というのはあまり売れてない。

そういうふうなことを考えると、松前町を全国に知らしめるという一つの手段として、義農大賞というこの賞でPRしていくということ。そして、これによって松前町の住民の文化的な、あるいは精神的なものも育成、あるいは自信を持っていただくというようなことで、私は、確かに110万円余りの補正予算云々はある面厳しい面があるかと思えますけれども、長い目で見ていくと、私は何もマイナスではないというふうに考えておりますので、町長、そういうあたりでの御意見ございましたらお願いします。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 御賛同いただける御意見ありがとうございました。

私の気持ちといたしましても、この事業は1日やそこらで、1回や2回で効果が出るような事業だとは思っておりません。効果としても長い目で見て、将来の松前町、全国に知られた、あるいは全国に知られた義農作兵衛を生んだ松前町、こういった形で多くの人たちに知っていただくことで、義農作兵衛の松前町やなということが、子どもたちにとっても、そういう郷土が生んだ偉人がいる町に生まれたんだという誇りも持てるような町になるんじゃないだろうか。

そういう長い目で松前町の将来を考えたときに、今から地道にそういう活動を続けていく必要があると。その活動としてこの義農大賞という手段がかなり有効ではないかという思いで始めた事業でありますので、お金は少しかかりますけれども、そこは松前町の将来のために必要だということで御理解をいただいたらありがたく思っております。

先ほども申しましたように、かなり多くの人から応援の御意見はいただいておりますので、議員の皆様にも御理解いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はありませんか。

続けて。

（12番岡井馨一郎議員「できるん」の声あり）

岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） どうもありがとうございました。

今ふるさと納税という形で、松前町の予算、数多くしていただいているということで増えてきております。今議会で追加提案されておりますけれども、ふるさと納税、これは松前町出身者がしてくれてるかっていったらそうではないと思います。

この義農大賞をでき得れば松前町出身で県外に住まわれてる方に今後の方向としてPRをしていただいて、そしていわゆる奉仕活動とか、いろんな面での社会に貢献してる人を発掘していただくというような形での持っていき方もひとつ考えていただいて、1,500万円からの予算組んでます。だから、そのためにもこの予算をより有効に使えるような形での持っていき方っていうのはどういうふうにお考えで。特にふるさと納税に関連して、松前町出身者へのPR、そしてそこから義農大賞への応募というか、そういうな形での流れ

というのはつくれるかどうか。あるいはつくるというような方向はあるのか、ないのか、そのあたりどんなでしょうか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） ちょっと難しい御質問ではあるんですけど、実は今回の義農大賞の募集で応募していただいた、多くはNPO法人のような活動されているところの応募が多かったわけですが、こういったNPO法人というのは大体財政力があんまりなくて、活動の志、情熱はあってもなかなかお金がないので苦労されておるといような状況があるようでございまして、そうした方々からはこうした賞を設けていただいて、多少でも財政に資する形での賞金が頂けると、応援金が頂けるといことは感謝をするといような話もございました。結局、そういう感謝の気持ちといものが、松前町に対する気持ちにもつながってくるんだらうなど。

ですから、こういう取組をしてる町といものに対してシンパシーを感じていただける人たちが増えてくることで、ある意味、先ほど議員もおっしゃられたように、ふるさと納税は松前町出身の人たちだけがやってくれてるわけではないわけですので、そういう松前町に対してシンパシーを持ってる方が全国に増えることで、ふるさと納税増額にもつながっていく可能性はあるんじゃないかと。可能性ぐらいの話ではありますけど、そんな思いはございます。

以上です。

（「はい」の声あり）

○議長（加藤博徳） もう……

（「質問」の声あり）

おしまい。

（「え」の声あり）

3回目終わってますんで。この項目に関してはおしまいですので。

（「もういかんの」の声あり）

よろしく申し上げます。

ほかの方で質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第64号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第65号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第65号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

議案第66号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第66号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第67号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第67号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前11時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 影 岡 俊 範

松前町議会議員 田 中 周 作





12月13日（第2号）

令和3年松前町議会第4回定例会会議録

令和3年12月13日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	横山眞史
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	田中俊臣
財政課長	金子貴徳
危機管理課長	友田秀樹
福祉課長	平村展章
町民課長	重松修平

保 険 課 長	山 田 運
子 育 て ・ 健 康 課 長	塩 梅 敬 介
まちづくり課長	山 田 善 仁
産 業 課 長	金 子 裕 之
会 計 課 技 監	伊 達 圭 亮
学 校 教 育 課 長	住 田 民 章
社 会 教 育 課 長	三 原 三 千 夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	柏 原 正
議 会 事 務 局 記 書	徳 本 敏 子

令和3年松前町議会第4回定例会

議事日程表 No.2

	令和3年12月13日（月）	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	一般質問（提出順位）		

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

7番住田英次議員、8番稲田輝宏議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

4番曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 4番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、義農大賞について3点質問させていただきます。

1つ目に予定していた最終的な義農大賞応募総数ですが、先日の全員協議会で報告がありました。再度最終的な応募総数、また県外、県内、町内のそれぞれの応募数をお聞かせください。

2つ目です。

9月定例会、私の義農大賞に関する一般質問で、義農大賞ホームページ、ツイッターのツイート及びYouTubeでのPR動画の閲覧回数の合計は、9月1日現在2万3,254回となっていますとの答弁がありました。最終的な閲覧回数とそれぞれの閲覧回数をお聞かせください。

3つ目です。

現時点で、義農大賞の実施は松前町の全国的知名度の向上という目的を達成したと考えていますか、お聞かせください。

以上です。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） 義農大賞についてお答えします。

最終的な応募件数は、県外が121件、県内が44件で、合計165件でした。このうち町内は7件でした。

また、各広報媒体の閲覧などの回数は、義農大賞ホームページアクセス数が6,952件、ツイッター表示回数が9,630回、ユーチューブの動画再生回数が3万6,441回でした。このほか、15社のネットニュースでも取り上げられ、全国に報じられました。

松前町の全国的知名度の向上については、現時点では事業の途中ですので、目的を達成したとは考えていません。今はまだ、9月30日に応募の受付が終了し、10月18日に義農大賞審査委員会において大賞の選考まで終了したところです。当事業は2年度にわたる事業で、来年の4月23日に義農大賞の表彰イベントの開催を予定していますので、全国的知名度が向上したかどうかについては、事業が全て完了した後、この表彰イベントへの来場者数を含め、応募件数や各広報媒体の閲覧数等を用いて、総合的に効果を検証したいと考えています。

なお、知名度は、事業を継続して実施することで徐々に向上し浸透していくものであり、単発では効果が出ないと考えています。全国各地で実施されているイベント等を見ましても、最初から大成功を収め、一気に知名度が向上したものはなく、多くのものが無名から始まり、事業に改善、改良を加えながら継続をさせることで全国的知名度のあるイベントに成長しています。

義農大賞は、今年度新しく生まれた事業であり、来年の4月23日の表彰イベントまで完了して初めて次のステージが見えてきます。事業完了後は、事業を振り返り、さらなる成長に向けた改善、改良に取り組んでいきたいと考えています。

以上で終わります。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 応募総数、閲覧回数、それぞれ私もどれぐらい増えたか通告書を出すときには分かりませんでしたので、それを今数を聞いたところで幾つか質問をさせていただきたいと思います。

応募数についてお伺いします。

9月、私の質問に対して田中総務課長は、9月末まで応募期間があるので、県外、特に中四国のNPO団体に個別にお話をして広めていくという旨の答弁がありました。また、今日2日の全員協議会では、9月6日以降、職員、委託業者ともに努力し、165件まで増やすことができたという旨の答弁もありました。

最終的に応募数が二、三十件になったのであれば、活動内容の表現を工夫するなど、締切り間際になり多くの応募が集中したと考えることができます。3週間ほどで160件増えたということは、個別に働きかけ、応募をお願いしたとしか考えられません。

実際に、個人、団体に対し、個別に対しお願いしたのは何件でしょうか。そのうち、応募があった件数は何件でしょうか。また、委託業者はどのようなことをされたのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） 具体的に総務課のほうで依頼をしましたのは、東京とか大阪の県人会を通じて御案内はさせていただいたところです。

委託業者につきましては、前回の答弁のとおり、中四国のNPO団体、内閣府のホームページでNPOの団体の一覧が載っております。その中から、義農大賞の活動にふさわしいと思われるNPOを抜粋して、委託業者は案内したと聞いております。

特に、今回大阪が多かったんですが、大阪、内閣府のホームページでは4,000を超える団体が認証をされております。その中から、義農大賞にふさわしいんじゃないかという団体をピックアップして、応募の御案内をしたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） ですから、応募をお願いしたということは答弁されたんですけども、何件ほど応募の依頼をしたのか、そのうち何件応募数があったのか、お答えいただけたらと思います。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） 具体的に件数は、こちらのほうに報告をもらっていません。何件案内して、そのうち何件応募があったかは把握しておりません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） できましたら、そういった件数を把握しておいて、後でもいいので報告していただけたらと思います。

（町長岡本 靖「議長」の声あり）

私、まだ発言中です。

では、なぜ個別にお願いしてでも増やさなければならなかったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 応募件数が増えたことに関しましては、委託業者が努力をさせていただいたり、職員が事務的に努力をさせていただいたり、こういったこともございますが、こうした取組をやっているってことを聞いた経済界のほうも非常に興味を持っていただいた方もございまして、ある企業ではぜひもっとみんなに、自分とこの企業としても全国に知り合いを通じて広めてあげようという動きをしてくださったところもございます。その企業のトップの方が全国団体の役員もされておった関係で、自分が知っておるところに、こういう取組をやっている町があるからぜひ何とか協力をしてやってほしいというような声をかけていただいたというような話も聞いてございますので、一部の件数が、調べれば分か

るんですけども、それだけではないということを御理解いただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 分かりました。

すいません、そしたらもう一回質問させていただきます。

では、なぜ個別にお願いをしてでも増やさなきゃいけなかったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） この事業は、目的は松前町に義農作兵衛という方がおいでて、享保の飢饉のときにこういう事績を残されましたということを全国の皆さんに知っていただく、そしてそれに対して松前町が義農大賞という事業をやっている。つまり、全国でそういう事績を現代の世の中でやっているとすることを顕彰しているという取組を全国に知ってもらうということが目的であります。

したがって、どんな形であれ、この義農大賞という事業をやっているということを広め、かつ義農作兵衛さんという方が松前町に生きた偉人であるということを、どんな形であれ知ってもらえば一定の目的は達成しているものというふうに考えますので、どんな形であれ広くお伝えすることが大事だと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） すいません。目的は2つあること、私も重々承知しております。

ただ、私が全国的知名度向上だけを取り上げているのは、義農大賞、町の偉人である義農大賞の顕彰、これは事業の効果を説明するときの数値化はできません。ということは、全国的知名度というのは数値化できます。ですから、それを合わせると義農大賞の顕彰というのは松前町の全国知名度が上がれば、それだけ義農大賞のホームページも見たということで、義農作兵衛さんのやってきたこと、そういったことも全国に知れ渡ること、私は2つの目的は同時に達成できる、その中でも数値化できるのは知名度向上のほうであるということで、その1つに絞って質問させていただいておるわけです。

ですから、義農作兵衛の顕彰ということを私は忘れてはおりませんので、その点は御理解ください。

そしたら、質問を変えます。

9月、私が質問するまでにそういった応募を増やすための行動は起こさなかったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。



○総務課長（田中俊臣） 残り9月末までの応募期間でしたので、6月7日からホームページを立ち上げて募集を始めたわけなんですけど、最初のほうは一定の募集についての活動は行っておりましたけども、残り1か月まではそれほど力を入れておりませんでした。静観しておりました。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 先ほど町長の答弁にありましたように、どんな形であれそういった形で広めていきたいというのであれば、私は9月当初に5件、県外から応募がなかった。それまでに、やはりいろいろな手を打つべきではなかったのかなと、そう思っております。

では、もう一つ質問させていただきます。

先ほど言いましたように、県外からの応募件数についてですけれども、この義農大賞、計画当初に松前町の全国的知名度の向上という目的から、県外からの応募が幾らぐらいの都道府県から来てほしいかと期待していたのでしょうか。そのような数値目標を設定していたのでしょうか。設定した場合、数値目標をお聞かせください。

以上です。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） 県外からの応募について、応募数の数値目標を設定していたのかという御質問だと思いますが、そこまで具体的な数値は定めていませんでした。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） なぜ県外からの応募数、数値目標を設定していなかったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 初めての取組でもありますし、言うてみればどのぐらい来るといのは本当に予想がつかなかったというのが正直な気持ち、むしろ来なかったであろうという不安もあったのは正直な気持ちであります。

曾我部議員が2月の議会の際におっしゃられました、福祉を、そういう人のために尽くしている人なんかはこんなもんには応募なんかしやせんわというような趣旨の発言をされましたし、その意味は多少私もそうかなあという思いもありましたので、そういう意味では本当に非常に応募が来るんだろうかという不安な気持ちでございました。

9月までに何もしなかったという答弁がありましたけど、何もしなかったのではなくて、委託業者は頑張ってくれてたわけですけど、町役場としては取りあえず委託業者に任せてるんだから、様々な手法で周知をしていただけたということは説明を受けてましたの

で、そこに任せておいたというのが実情であります。私は、個人的に様々な人に声をかけて、さっき言ったようなことも起こったわけでありませうけれども、そういう形で周知を図っていったということです。御理解いただけたらと思います。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 分かりました。

それでは、応募165件、全ての活動内容と応募用紙を見せていただくことはできるでしょうか。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） 現在、義農大賞の特設サイトがございます。そちらのほうに了承を得られた、応募があったNPOの団体につきましては、活動内容をまとめたものを載せておりますので、御参考になっていただけたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） いえいえ、165件、私なり議員に見せていただけますかということ。お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） 現在、ホームページに載せてある団体につきましてはお見せすることは可能でございますが、公開の了承を得られなかった団体もございますので、そちらの分は困難かなと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 例えば、個人情報に関するところ、そういったところは伏せてでも見せていただけないということですか。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） 一度、個人情報の観点でもう一度精査をしてみます。公表可能なところはお見せできるかと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 個人情報等を伏せて165件全部、活動内容はどのようなふうなのがあったかということは見せていただきたいなと思っております。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 情報公開制度は、個人情報はもちろん出さないんですけども、それ以外にも第三者から得た事業情報というのは第三者から同意が得ないと得られないというような規定もあったかと思っておりますので、個人情報だけではなくて、情報公開制度の趣旨と

して出せるか出せないかを判断した上で、出せるものについては公開させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 分かりました。

見せれる範囲で見せていただけたらと思います。

それでは、閲覧回数について何点か質問させていただきます。

閲覧回数のうち、県外者の閲覧回数をお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） 閲覧回数の県内、県外の区別はできておりません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） すいません。私は、分からないだろうなと思って質問させていただきました。

というのが、3月定例会、令和3年度一般会計予算提案理由の中で、事業の効果についてですが、なかなか定量的にお示しすることは困難ですけれども町長は述べられております。9月定例会一般質問で、私がアンケートをしてはどうかという提案に対し、事業の効果についてはアンケート調査のように費用がかかる方法で測定するのではなく、どれだけの人に義農大賞を知ってもらったかを測ることで測定しようと考えています、具体的には義農大賞のホームページ、ツイッターのツイート及びユーチューブでのPR動画の閲覧回数を目安にしようと考えていますとの答弁でした。

ここでまず私が言いたいのは、計画当初、事業実施による効果を公表することは考えていなかったのではないかとということです。私が、効果の公表をする責任があるので、アンケートをしてはどうかと提案したことで初めて事業の効果を公表しなければならないと感じたように思います。しかし、アンケートには費用がかかるので、閲覧回数にしようと考えたのではないのでしょうか。

ただ、この閲覧回数では県外の方がどれぐらい閲覧したかは分かりません。しかも、私が10回見れば10回カウントされることになります。すなわち延べ数であり、実際に何人が閲覧したかは分かりません。県外者の閲覧回数は分からない、しかも延べ数であるため、この閲覧回数は効果がどうであったかを説明する根拠となるデータにはなりません。

それでは、そういった曖昧なデータで目的がほぼ達成できたかどうか、そういったことを公表するのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 今、議員の御発言は、私もそのとおりだと思っております。だから

こそ、当初予算の審議の際に定量的にお示しすることは困難ですという発言をさせていただいたわけであります。ただ、そのときでもそういうインターネットを使った、SNSを使った公表をしますのです、そのカウント数は分かるということは分かっておりましたから、そのようにお話をしたということでありますので、なかなか困難であることは分かった上でやっておるということをまず御承知ください。

それと、議員が提案のあったアンケート調査ですけれども、これは御提案があった議会でも答弁をさせていただきましたが、義農大賞の経費は2年間で1,500万円です。議員が言うアンケートをやろうとすると、1年で1,500万円を超える額になります。事業費が2年間で1,500万円、1年750万円である事業の効果を、それ以上かけて効果測定をするというのはばかげていると、そういうお話をさせていただいたんですが、いや安くできるんだというようなことをおっしゃられました。

私が言ってることを理解いただけなかったんですが、郵便を送ったらできるじゃないかというお話でございましたが、全国に調査をするためには誰に送るのか、どの人に答えていただくのかを調査しないといけないので、どこに誰がおるか、住所も分からん、名前も分からない、それはこの県からはこの人を選ぶ、この県からこの人を選ぶ、一定の統計的な処理ができるだけの人数を全県で選ばなければならない。それは、松前町役場ではできません。それは委託をしないといけない。委託をしないといけないので、委託料を算定しました。そしたら、物すごい額がかかりました。ですから、このアンケート調査っていうのはできないなあという判断をしたわけでありますので、どうぞ御理解をいただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） アンケート、委託業者にすればかなりの金額になることは分かっておりますが、私いろいろ考えてみたんですけれども、例えば愛媛県以外46都道府県、それぞれの大、中、小規模都市を3市町をまず選ぶと。選んだ各市町村の総務課にアンケート用紙を5部ずつ送ると。そのときに、松前町のパンフレット、ボールペンなどを同時に送ると。で、庁舎に訪れた住民5人に対しアンケートをしていただいて、その協力者には松前町のパンフレット、ボールペンを贈呈すると。で、5部集まったら松前町に着払いで郵送していただくと。そうすれば、46の3市町、5部ということで690部のアンケートを回収することができます。

そういうふうになれば、かなり安くできるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。そういうアンケートの実施方法もあると思います。いかがでしょうか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 義農大賞を私自身はこの1回目だけで終わらすつもりはありませんので、今後も続けていきますが、そんな中で今の御提案、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 考えるのであれば、私のほうでやってもいいです。議会費のほうで50万円、来年度予算を増額していただければ、これは私自身、1人だけの考えです。議長とも事務局長とも相談しておりません。そういうふうによればできます。私がやって集計をして、その結果、あるいは考察したことを議会だよりで報告することもできます。そういったことも併せて検討していただいたらと思います。

そしたら、以上で終わらせていただきます。

○議長（加藤博徳） 1問目が終わりましたので、この場で理事者交代しますので、暫時休憩をさせていただきます。

午前9時56分 休憩

午前9時58分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） それでは、合併処理浄化槽新築分の補助金廃止について3点質問させていただきます。

1つ目です。

町民課が作成した「生活環境の保全のために 単独浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換を」という文書の中に、令和3年度から新築時の補助金を廃止したことについてがあります。そこに、新築時の補助金を廃止したことによる余った予算については、他の施策に有効活用していきたいと考えていますと書かれていました。

例年、新築分の補助金に約1,500万円程度を一般財源から支出していましたが、今年度その余った予算をどのような施策に有効活用したのでしょうか。この施策にこれだけの金額をかけたという具体的な説明をお願いします。

2つ目です。

補助金に関して2点ありますが、よく分からなかったもので、教えていただきたいと思えます。

まず、新築分の補助金についてです。

「生活環境保全のために」の文書には、県の新築分の補助金については、平成19年度に廃止ということが書かれていますが、国も新築分の補助金を廃止したのでしょうか。令和3年3月31日施行の、国の浄化槽設置整備事業実施要綱の第3、事業の内容には、家屋を新築又は増築する際の浄化槽設置については、汚水処理未普及解消につながるものについて助成の対象とすることとあります。

このことから、何かの制度を利用すると新築分の補助金も国から出るのではないかと思

い調べてみましたが、分かりませんでした。実際のところどうなのか、教えていただきたいと思います。

次に、転換に対する補助金についてです。

国は、令和元年度に単独転換に伴う宅内配管工事の助成制度を創設しました。本町では、この工事に対する助成はしていないのでしょうか、お聞かせください。

3つ目です。

新築分の補助金廃止決定の過程や、どのような松前町の将来を見据えて廃止を決定したのか、公平性について3点質問させていただきます。

まず、廃止決定までの過程についてです。

「生活環境保全のために」の文書には、令和2年11月、町の施策を評価、検討する事務事業評価の結果、新築時に合併処理浄化槽を設置する場合の補助金を廃止することにしましたとあります。浄化槽設置整備の評価を見ると、今年度から新築分の補助金をなぜ廃止にしたのか、私には全く理解できませんでした。

なぜ理解できなかったかということ、評価の結果から廃止ということは、評価した関係者ほとんどの評価が低く、事業の見直しをすべきであるとの評価であったから、審査の結果廃止に至ったと一般的には思うでしょう。

ところが、その評価に関してですが、評価視点は妥当性、有効性、効率性、全て4で高い。総合評価はA、計画どおりに事業を進めることが適当。一次評価者コメントは、水質の保全に必要な事業であるため継続が必要である。今後の方向性は、成果の方向性、コスト投入の方向性から見て維持。それぞれの立場の総合評価は、課長、部長、副町長、教育長はA、計画どおりに事業を進めることが適当。町長のみC、事業規模、内容、主体の見直し。町長の意見は、新築の補助金は廃止する。以上のような評価でした。

このように、町長以外は高い評価であるにもかかわらず廃止したことを、私だけでなく皆さんも理解できないのではないのでしょうか。

最初に言いました町の施策を評価、検討する事務事業評価の結果、新築分の補助金を廃止したはずですが。ほとんどの関係者の評価は高く、事業継続としているのに対し、新築分の補助金廃止を主張しているのは町長のみです。なぜこの事務事業評価の結果から新築分の補助金を廃止したのでしょうか。評価が高い結果であれば、新築分の補助金を含めた事業継続ではないのでしょうか。全体的な評価は無視して、町長の意見のみで決定したのであれば、そもそも評価する必要はないと言えるでしょう。

さらに、そうであったのであれば、文書には町長の判断により新築時に合併処理浄化槽を設置する場合の補助金を廃止することにしましたと表現すべきだったのではないのでしょうか。どのような会、メンバーで、どのような意見が出て、それらの意見をどのようにまとめて廃止を決定したのでしょうか、お聞かせください。

次に、松前町の将来についてです。

3月定例会で町長は、目先のばかり、今のここの利益のばかりの行政をしとるんでは、これは狭きに失するわけでありまして、将来も見ながら、松前町が大きく発展するためのことを考えながら政策を打っていくということが我々の義務だと思っておりますと言われております。これが町長の考えであり、町としての方針であるということを理解しております。

どのような場面でも、この方針に従い判断することが基本であり、あるときはこの方針で、あるときは違う方針ではいけないと思います。ただ、緊急性のあるときは例外ですけども。この方針からいって、今年度からの新築分の補助金を廃止したのは、今のここの利益が何で、どのような松前町の将来を見据えてのことでしょうか。この本会議場で町長から御指摘のあった、私は視野の狭い人間です。そこがよく分からないので、お聞かせください。

最後に、公平性についてです。

新築分の補助金のみ廃止したこと、私は公平性に欠けると考えています。どのようなお考えでしょうか、お聞かせください。

以上です。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 新築時の合併処理浄化槽の補助金を廃止したことにより、余った予算の活用についてお答えします。

令和2年度の浄化槽設置費補助金の新築分に係る予算額は2,166万2,000円で、3分の1の722万円は特定財源として国からの交付金があるため、必要な一般財源は1,444万2,000円でした。

新築分の補助金を廃止したことにより不要となった一般財源は、令和3年度予算の編成に必要となる一般財源の一部として活用していますが、一般財源は特定財源と異なり充てる事業が決まっているものではないため、新築分の補助金廃止により不要となった一般財源を令和3年度のどの事業に活用したのか、具体的にお示しすることはできません。

なお、令和3年度予算では、義農大賞やホッケー公園への観客席の設置、産後ケア、養育支援訪問などの新たな取組に係る経費を計上しているほか、障がい者福祉や高齢者福祉などの社会保障関係費が増加しています。

新築分の補助金廃止により不要となった一般財源は、これらの事業をはじめ令和3年度予算全体の中で活用しています。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 次に、国も新築分の補助を廃止しているのかとの御質問についてお答えします。

国は、新築分の補助を廃止していません。しかし、限られた財源を活用するため、令和元年度予算分から汚水処理施設の未普及解消に重点化していくよう見直しが行われ、新築分については、単独処理浄化槽やくみ取り槽を有する家屋から合併処理浄化槽を有する家屋への建て替えなど、汚水処理未普及解消につながるものや、災害復旧に伴う新築家屋への合併処理浄化槽設置に補助の対象が限定されました。

次に、町による宅内配管工事費への助成についてお答えします。

水質保全の確保や公衆衛生の向上などを目指し、国は令和元年度から単独転換に伴う宅内配管工事費への助成を創設しました。平成31年2月に県から町にその情報提供があり、本町も助成を行うかどうか同年3月に協議をした結果、当時は県の助成がなかったことと、近隣市町も助成をする予定がなかったことから、当面は見送ることとし、他の市町の動向を注視していくことになりました。

その後、令和2年度から県の助成が始まり、近隣市町のうち松山市が令和3年度から助成を始め、東温市及び砥部町が令和4年度から助成を始める予定となったことから、先般改めて助成を行うかどうか協議した結果、単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事費、単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去費用及び単独処理浄化槽を撤去せず雨水貯留槽として再利用する工事費に対し、令和4年度から助成を行うこと了承を得たため、令和4年度の予算案に計上する予定にしています。

次に、合併処理浄化槽新築分の補助金廃止決定の過程についてお答えします。

令和2年11月上旬に行われた事務事業評価のヒアリングで決定しました。

メンバーは、町長、副町長、総務部長、総務課長、総務課長補佐、保健福祉部長、町民課長、町民課長補佐、生活環境係長です。

職員が事業内容、活動指標、評価の説明を行い、町長から、新築時に水洗トイレを設ける場合は、浄化槽法の規定で合併処理浄化槽の設置義務が課せられており、合併処理浄化槽の設置を促進するという補助金の交付の目的がなくなっていること、また県の新築分の補助については、既に平成19年に廃止されており、松山市も新築の補助を廃止していること、さらに国の方針が単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に予算を重点化していくことになったことなどから、事業規模、内容の見直しを行うよう指示があり、次年度から新築時の補助を廃止することとなりました。

次に、今の利益は何で、どのような松前町の未来を見据えて補助金を廃止したのかとの御質問については、浄化槽設置補助の新築分は、補助金の交付目的を失っているため廃止にしたもので、町長が発言している今の利益や将来の利益とは関係がありません。

最後に、公平性に欠けるのではないかとの御指摘については、地方自治法第232条の2で、地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができるとあり、公益の目的を失っている新築分の補助金を廃止したことは、公平性に欠けると



は思っておりません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） すいません、たくさん質問をしまして、お答えいただきありがとうございました。

有効利用については、なるほど、そうだろうなということは想像しておりましたし、新築分の廃止、補助についても大体分かりましたが、それはまた後で質問させていただきま

す。

単独転換の宅内配管のことですけれども、令和4年度から予算化ということで聞き、私も安心しております。

それでは、見据えた松前町の将来について、先ほどの答弁からで言いますと、目的を失ってるから廃止だと、そういう利益の問題ではないんだというような答弁だったと思うんですけども、ちょっと細かく質問させていただきます。

早瀬保健福祉部長にお伺いします。

あなたの家族は、現在松山市に住んでると仮定してください。当然、松前町の職員でもありません。今後、郊外の静かなところに家を建てて転居をしようと考えております。幾つか候補地は絞られました、松前町は新築の補助金が出ない、周辺市町は補助金が出る。この新築分の補助金が出る出ないは、転居先を決定するときの一つの判断材料としますか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 仮定の話についての質問というのは、ちょっと控えていただいたらと思うんですが。

（4番曾我部秀司議員「分かりました」の声あり）

曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） そしたら、すいません。仮定の話をして大変申し訳ありませんが、私自身その補助金が出る出ないは判断材料の一つにはすると思います。合併処理浄化槽設置に70万円とも100万円ともかかると言われている中、そのうちの30万円から40万円の補助金が出るわけですから。

新築する人の中には、他市町から引っ越しする者も少なからずいると思います。私が思うに、松前町に住みたいと強く考えている人は、補助金があるなしにかかわらず松前町に転居し新築するでしょうが、幾つか候補地がある人は補助金がないなら他市町にしようとする人もいるはずで

す。

補助金を出し渋ることにより、松前町以外の市町に転居し新築すると、将来的に永住するであろう人を松前町は失ってしまいます。また、数年後には補助金以外の歳入、その家族の住民税など、その年以降継続して失うこととなります。

逆に、補助金により松前町に転居する、そうすると人口減と言われている中で、他市町から転居することによって松前町の人口の社会減、これを抑制することにもなります。また、先ほど言いました歳入増にもなります。

そういったことを考えると、今ここでの費用、補助金を出すことによって、私は将来的な松前町、先ほど言いました人口減の抑制、歳入増になるのではないかと考えております。その辺、どう思われますかと聞かれましても大変難しいでしょうが。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 今、曾我部議員が言われたことは、議員がおっしゃるとおりだと思っております。

私が町長に就任してすぐに、この浄化槽の新築分の補助金の廃止をすることについての事務事業評価があったわけですがけれども、そのときにやめましようと言ったわけです。職員は、やめたらいかんです町長、これは曾我部議員がおっしゃったとおり、これをやめたら松前町に家を建てようかなと思いついた人が、よそのほうが補助金が出るとして松前町が出てないんやったら、あ、松前町に住むのやめようということだよそへ行くかもしれんから、やめたらいかんですと、こういう意見がありました。

そのとき私は、確かにその面もあるので、本来はやめるべき補助金ではあるけれども、少しの間様子を見ようということで職員の意見に従ったわけでありまして。ですから、おっしゃることは一理あります。

ところが、補助金の目的は、おっしゃるような補助金は確かに必要と考える必要があるのかもしれない、それはつくるかつくらんかは別と置いときましょう。別の目的の補助金であって、浄化槽の補助金は、言うたら合併浄化槽の設置促進のための補助金と、目的が違うわけです。

そうしますと、今の合併浄化槽促進のための補助金というのは、下水道のところには出ないわけです、絶対に。それから、お金持ちですごいお金持ちでも出るんです。そうすると、移住促進のための補助金としてそれをそのまま使うんは、非常に公平性を欠くんです。だから、それをそのまま移住促進の補助金として利用するというのは、本来間違えなんです。その意味で、今言う目的を失っている合併浄化槽の新築分の補助は一旦やめますということをしてないといけないということで廃止したわけです。

議員がおっしゃるように、移住促進のために松前町に移住してきた人に対して補助金を出そう、それに対して補助金を出すことがほかの施策よりも優先してすべきだという判断があるときには、その目的を掲げて、その目的達成のための要件を決めて、こういう人でないと出しませんよ、こういう人でないと出しませんよという必要な要件をきちっと決めた形の補助制度をつくるべきなんです。

ただ、今松前町は今のところ人口は少し下がってますけれども、人口横ばい状態の状況

が続いておりますので、補助金を出してまで移住促進をする必要性というのは、他の市町と比べてはちょっと低いということがあって、ほかの政策をやめといてそっちをするという選択は今はないという状況でありますので、御理解をいただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） よく分かりましたが、やはり私もいろいろ調べてはみたんですけども、自治体によって新築時の補助金を廃止しているところもありましたし、継続しているところもありました。その継続している中でも、ちょっとケースを見直してやっているところもありましたが、幾つかちょっと簡単に説明をしますと、廃止をしたんだけど、ただし対象となるケースがありますということで、4点ほどその自治体は上げておりました。

1つが、単独処理浄化槽やくみ取り便槽を有する家屋に移住する方が新築家屋に建て替える場合、または単独処理浄化槽を使用している家屋に住居する方が一部が転居し、新築家屋に合併処理浄化槽を設置する場合。

2つ目、アパート等の集合住宅や賃貸の戸建てにお住まいの方が、集合住宅や賃貸住宅を出て新たに新築家屋を建てる場合。

3、他市町村から町内に引っ越し、新築家屋を建てる場合。

4、災害に伴い必要となった家屋の建て替え、新築に伴う浄化槽設置や故障した浄化槽の更新、改築というような形でケースを上げております。

ですから、町長が言われたような移住促進という観点ではなく、そういったことで補助金を検討して出し続けようという自治体もあるということです。これは御承知おきいただきたいなと思います。

ただ、先ほど公平性はどうかのこの話が出たので、公平性について何点か少し質問させていただきたいと思います。

ちょっと離れるかもしれませんが、渡部産業建設部長にお伺いします。

全町的に下水道整備をされない、それはなぜでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 失礼します。

全町的に下水道計画をしない、何ですかという質問でございますが、現在は下水道については現在の人口密度の非常に高い筒井地区において下水道の施策が必要であるということで、下水道事業を現在進めておるといのが現在の進め方でございます。

全町的には、将来的には公共下水道事業で実施するという目標については変わっておりません。しかしながら、現在投資しているのは市街化区域での投資ということで進めておるのが公共下水道の現状でございます。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 今のを訂正して補足しますが、下水道事業は町全体が事業区域になっています。今の事業をする実施の認可区域が、いわゆる人口密集区域になってるんで、事業は一応全部を網をかぶせた形になっております。将来、いわゆる認可区域外のところをいかにするかというのは将来の課題ではありますが、まだそこは決まっております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 私が、すいません、言葉足らずで申し訳なかったんですけども、公平性というのは浄化槽だけでなく下水処理全般を考えたときに果たして公平性があるのかな、どうかなということが聞きたかったんです。というのが、今は松前町全体として下水道整備は目的にしているけれども、それが整備が進んでない関係上、浄化槽での区域もあるはずですよ。

私も、令和2年、調べてみたんですけども、令和2年度下水道事業会計決算からいいますと、一般会計からの繰入金約3億2,700万円、それで水洗化人口が約8,100人となると、私は1人当たり約4万円の補助金を出しているのではないかと。

結局、一般会計からの繰入れがなければ下水道事業も運営が難しい。そうすると、下水道利用者の利用料を上げなければいけない。それを補う形で一般会計から繰入れしとんではないかと考えておるんです。そうすると、先ほど言いましたように、下水道利用者には年間1人当たり3万円から4万円の補助金を出しているとおかしいでしょうか。

そういったことから考えると、転換の人には補助金は出す、下水道利用者にも補助金を出している、新築のみ廃止するというのを考えると、金額はどうであれ、そういったことを考えると私は公平性に欠けるのではないかなと思うんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） この議論は、以前にもさせていただいたわけですけども、下水道事業というのは大体人口密度が4,000人以上の区域に対して事業を実施するというのが全国的な基準になっておるようございまして、それはどういうことかと言いますと、それだけ人口が密集しますと生活排水が一気に公共水域に排出されると。それではその地域の公共水域の浄化というか水質保全といいますか、つまりさらには公衆衛生の保全ということに非常に害が及ぶと。だから、下水道をインフラとして整備をしてそういう公共用水域の水質保全をやっていこうと、つまり水質汚濁を防ごうと、そういう施策であります。

あくまで下水道は、管渠を作るのは道路を作るのと同じように、その地域が人口密集地域であるがゆえに公共水域の汚染、公共水域の公衆衛生の低下、それを防ぐためのインフラとして管渠の整備をしておると、その費用がおっしゃるような価格がかかっていると。その管渠を使う運営については、使用料をいただいて独立採算でやると。これまで、ちょっと独立採算できてなかったんですけど、独立採算になりました。そういう性質のものでありまして、その費用は別に個人個人にお渡ししているものではないということなんです。

あくまでインフラなんだということで、下水道のない地域というのは人口も密集していないので、個々個々に合併浄化槽をつくれれば公共水域の汚濁は守れるという中で、法律が変わって国の制度としては、自分たちの生活排水を公共水域に流す場合は自分たちで浄化してきれいにしてから出さないよという、国民の義務として浄化槽法が定まったということでもありますので、その意味でこっちで下水道をしてるからこっちの人はその恩恵を受けているんで、こっちもその分をお金を入れてくれんと困るという議論は、僕はおかしいんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） そのあたりもよく分かりましたが、やはり私は新築時の補助金を継続している自治体もあるんだというところ。そしたら、その自治体はなぜ継続しているのかということも、やはり考えていかなければいけないんじゃないか。町長が言われるような、私、側面も必ずあると思いますが、継続している自治体はその考え方もあると思います。果たして、そのどちらがいいのかどうか、そういったことは私、職員を含め検討していただきたいと、そういう願いはあります。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 実は、先ほど課長のほうから答弁をしましており、国のほうは廃止をしております。その廃止をして残してるというのは、今がくみ取り便槽だったり、それから今が単独浄化槽だったりする人が新築をする場合に合併槽を作ったら、実質的に今まではいわゆる浄化されてない水質を出しよった人が、合併浄化槽になってきれいな水を出すようになるという、そこの変化というんですか、変化を評価して補助金を出しましようというような考え方を国が取ってるんだらうと推測されるわけです。多分、出してる所も国のそういういき方に倣ってやってるというふうに推測をされます。

それを取るか、そもそも補助金を出さなくても合併浄化槽がつくんだからお金を出す必要はないと考えるか、その差なんです。ちょっとはよくなるほうに貢献している行為やから、放っというても建つけどお礼にしましょうかなと、お礼みたいな感じになります。お礼で補助金出しましょうかなというのと、松前町はもう放っというても建つんやったら、合

併浄化槽がつくんだったら、お金まで出す必要はないんじゃないかというのが松前町の考え方。その評価の差が、補助金あるなしの関係に反映されていると思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 分かりました。

ということは、お礼で出すか、お金をそこまで出す必要はないかという考え方の違いだということ。結局、町民に対して、私は優しい自治体というのはどうなんだろうかなってということは、やはり考えていただきたい。

確かに、言われるとおりその制度上はそういうふうになればよい、これも一理ありますし、私の言うのも一理あると思います。町民に優しい町、それは一体何なのかということは、やはり職員でもう一度考えていただきたいなと思います。

いろいろありましたが、最後に一つだけ質問させていただきます。

まず、決定までの過程なんですけれども、いろいろなことでメンバーも8人、9名ほどいましたか、その中でということなんです、私一つ気になったのが、町長からの指示でってというような答弁があったと思います。結局、そしたら話合いをされたのかな、どうなのかな、どんな意見が出たのかなと言っても、あまり私は理解できませんでした。もし、こういうような意見が出たというのがあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 今、曾我部議員の手元には事中評価の資料はお持ちだと思います。

この事中評価につきましては各担当が、今回の場合でしたら浄化槽設置整備という内容について評価を行います。それに基づいて課長が評価をし、その後部長が評価をし、それから私のところに上がってきます。今回、先ほど曾我部議員の説明では、この評価者のところに副町長と教育長があるということで、教育長という発言があられたと思いますが、町長部局の場合は副町長が評価者になります。教育長は入っておりません。そこで評価いたします。評価をした結果、今回全部日程を決めて、全ての事務事業評価を全ての項目について町長と協議していきます。それについては、先ほど説明したような担当部長、担当課長、担当者、総務部と私が入ります。私の場合は、町長協議の前に評価を行っております。そこで、私自身もこの事業、新築、転換につきましては協議をする前にA評価をいたしました。これの転換等についての必要性はあると思っておりました。

この事中評価の中で、先ほど担当課長、重松課長も申しあげましたように、ここで町長からのいろんな意見が、町長のお考えを聞いて、確かに新築については合併浄化槽の設置がもう義務づけられているので、それは必要ないんじゃないかというような意見をいただき、そのほかる町長が説明した内容に納得しましたので、私のほうとしましてもA評価

はしておりましたが、町長の評価に賛同しまして、結局町長1人がつけたということじゃなく、町長の意見に対して全員が賛同しましたから、この総合評価のところは消しませんが、最終的にその意見に全員が賛成してC評価になったということでございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） ちょうど副町長がお答えになられたので、そしたら副町長にお伺いします。

課長、部長から副町長に評価が上がってきたと。私も継続するべきではないかなと当初は考えられておったというような、先ほど答弁があったと思うんですが、最終的には町長の意見に皆さんが賛同したということであったんですけども、そしたらその町長がいろいろ自分の考えを言う前に、副町長として自分はA評価であると。そしたら、こうこうこういう考えで私はAにしたんだということ、そういった発言はなされていないんでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 私は、このときに課長の意見等を聞いて、それについて同意したと考えております。私個人としての意見というのはなかったように記憶しております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） ですから、課長、部長を経て上がってきたわけです。それに同意をして継続するというのも考えとしてあったということを町長にお伝えをしていないのかどうか。

そういった意見は、やっぱり本来担当である課がA評価であると、その部長もA評価であると、それを受けての副町長のAなんですから、やはり課から上がってきたものとして、町長に対して課からこういう意見が出とんだ、ぜひ継続していただきたいというような進言はなかったのか、しなかったのかどうかというのを私はお伺いしておるんです。お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） この件に関しては、進言はしておりません。

ただし、そのほかいろんな事務事業評価があります。そこで私の意見が必要な場合には、きちんとそこは回答はしております。この件に関しては、それは行っておりません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） ということは、実質的な話し合いはされていないと。そういう評価を持ち寄って、最終的には誰も意見を言うことなく町長の判断、町長がこうすべきで

あるという意見に対し、参加しているメンバーが皆それに賛成をしたと。結局、A評価であっても誰もそれを町長に進言することはなかったと。実質的な話し合いを持たれてなかったというふうに私は理解したんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） ちょっとこの件はほかの事務事業と特殊なんで、というのは、さっき言いましたように1回は議論しているわけです。義務化されてるけど続けるかどうかというのは、ちょっと前に、何年か前に議論してて、担当はそのことを知ってるわけです。ですから、町長はそのときのんだわけです、続けたいという。そのときは、さっき言ったように、曾我部議員と同じようなお考えで、よそへ行かれたら困るから置いときませんかって話で、そのときは私もまだ町長になったばかりでもありましたし、そうかなと、しばらく様子を見ようかなということで話をのみましたから、それがずっと続いている状態の中での今年の事務事業評価なので、その点でもう一回振り返すという考えは、多分職員のほうにはなかったんだと思います。町長がのんでる話やから。

だから、それは問題点として認識してないわけです、職員たちは。町長はそれで認めてもらってるというか。だから、結局ああいう評価になってきたわけで、私のところ、事務事業評価の実際の協議をする場には、副町長までA、A、Aとなったやつが出されて初めて私はその場でそれを見て、説明を受けて、それから私の意見を言って、さあどうするという議論をするわけです。

ですから、ずっと言いますと、説明していただいてみんながAです、Aですという話で、さあ町長これをお願いしますと、こう説明があるわけですから、それに対して、いや私は前にこんなことを言うて、あなた方が言うことをのんで今までは様子を見てきたけど、財政安定化の取組をするような今の状況の中で、そういう補助金に今までどおり出しているのかどうか、私はちょっと考え直しをせんといかんと思うとるところというところから始まって、もう一回、じゃあほかの市町村はどうなってるの、国はどうなってるのというような情報もいただいて、その上でこんな状況でそういうこともあって、さあ僕はこの場ではやめるべきだと思うが皆さんはどう思うというような手順を踏みながら、最終的な結論を出していくと、もうそういう作業をしております。本当にそれがそのとおりなんで、これ以上申し上げませんが、そういうことをやりながら事務事業評価をやっているということを御理解をいただいたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 分かりました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

10時55分まで休憩いたします。



午前10時40分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 11番村井慶太郎、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせてもらいたいと思います。

何分久しぶりの質問でして、ちょっと緊張しております。

最初の、今回の質問は義農大賞を先に、義農神社、そして義農公園に隣接する松前保育所ということで、義農公園周辺に特化して質問させていただきます。

先ほど議員が質問されたんで、僕のこの応募数、アクセス数というんは聞かんでいいと思いますが、これ新規事業で、なかなか私は応募数はかなり全国からいただいたかなと。それと、今アクセス数を聞きましたらユーチューブで3万6,000、ツイッター9,600とかという数字が出とんですけど、私は新しに始めた新規、それも募集が3か月程度ですか、これでこれだけの数をいただいとるということは、私は大成功やなど評価をしなくてはいけないというふうなことで思うんですが、ちょっとここで質問なんで町長にお聞きしますが、町長はこの応募数、アクセス数についてどのような感想をお持ちかお聞きしたいんですけど。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 応募件数、アクセス件数につきましては、先ほど曾我部議員に御答弁したとおりでございます。非常にたくさんの応募をいただいたというふうに思っております。これは、先ほども申し上げましたように、委託業者のほうの御努力、それからこの義農大賞という取組の意義を理解し、かつそれに賛同をいただいた皆様方が様々な形で周知に御協力をいただいた結果じゃないかというふうに思っております。そういう形でお力添えを賜った皆さん方に対して、この場をお借りして厚く感謝の意を表したいと思えます。本当にありがとうございました。

そういうことで、今後表彰式に向けて準備を進めていくわけでありましてけれども、これだけ立派な件数がいただいたわけですので、立派な表彰式をして今後につなげていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 私は、今回質問させてもらうんは、最初これ新規事業で、ほかの議員さんからもいろいろ疑義があるようなんですけど、私は松前で生まれ育って、特に松前校区、松前には3つ校区があるんですけど、私は松前校区で生まれ育ったものから、特にこの義農作兵衛に関してはかなりの思い入れがあるんで。

それと松前の自慢、私も松前町に生まれて育ったもので、いろいろ松前町タウンガイド、これにもありますが、ひよこたん池、有明公園、福德泉、ほでおたさん、瀧姫神社ということで、また新しいのでは恋泉畑、古い泉じゃなくて恋の泉と書いて恋泉畑とか、やっぱり松前に生まれ育って、町長も肝煎りのはんざり甲子園、これはもうかなり評価しております。

そんな中でも特化しとんが、やっぱり僕はもう松前校区で生まれたもので義農作兵衛、小学校のときに恥ずかしいけどふんどしで相撲を取ったような思い出もあります。夜の夜中、暗いのに鬼ごっこしもって木に頭をぶつけて泣いたようなことも思い出としていっぱいあります。

ほで、この義農作兵衛は戦前、僕も知らなかったですけど、町長の3月の答弁で二宮金次郎と義農作兵衛は教科書に載ったんやということを初めて知って、ほで、僕らは特に松前で生まれ育ったもので、二宮金次郎と義農作兵衛やったら、松前の人やったら義農作兵衛のほうが上かなと。二宮金次郎もすばらしい人なんやけど、松前にとっては二宮金次郎よりもまだまだ上やというふうなことで、ちょっと疑義があるのは僕も信用できんやけど、私もいろいろ交流がありまして松前の人らに聞くと反対は1人もおらん。反対というか疑義がある者はない。一切ないし、半分以上の人は何のことやろうかと、分からん人も多い。

これが、全国にこれだけアクセス数があってやってもろうとんで、僕は新規事業にしてはかなりの成功かなと思うんです。ほで、これは町民にとってもかなりええこと。どこへ行ったら、名刺を出したら「まつまえちょう」って言われるんです。ほやけん、僕らの目標は北海道の「まつまえちょう」に負けん松前町なんよということで宣伝、今度のこの宣伝効果もかなり強いと思うんですけど。疑義があるんが、まずまず信じられんのと、この事業をもっともっと町長、推進していただいて、この事業を進めて、松前町のイメージアップにつなげてやってもらいたい。一部ですが、そうやって疑義を持つとる人もおるようですが、自信を持ってこの事業を町民とともに進めていってもらいたい。

それと、町長の義農大賞についての思いは十分にお聞きしましたが、ちょっと1点、僕も気になることがあるんですけど、今回1人に絞り切れんので2人の大賞になりましたということで、ここで問題になるんが賞金100万円ですと、公募のときに義農大賞に選ばれた人は100万円ですと言うんやけど、表彰が4月にあるもので50万円ずつにしようとか100万円ずつにしようとかというお考えや思うんやけど、これはまた来年の3月議会ですか当初予算に、100万円にするんやったらまた追加も出してもろうて、それまでにじっくり、委員会もあるし協議もしてほしいなあと思うんですけど、ちょっと返事を聞くと町長もあれやけん、ちょっとお聞きします。

この賞金について、50万円、大賞は100万円ですというんやけど50万円、50万円にしま

しょうというんと、100万円、100万円の選択ができなかったんで100万円、100万円ということで、これを委員会もありましょうが、表彰式までに協議とかはしてもらえるんかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 村井議員さんには、義農大賞の意義を非常に御理解をいただきまして、応援の発言をいただきましたことに対しまして心から感謝を申し上げたいと思います。

義農大賞は、これまで御説明をいたしましたとおり、義農作兵衛と松前町を全国の皆さんに広く知っていただき、松前町のイメージをアップするというので、松前町の未来の発展につなげていこうという、こういう目的で企画、実施したものでございます。

当初の目的はそんな考えでスタートしたわけですけれども、事業を進めている中で、今特殊詐欺だとかあおり運転だとか、そういった非常に自分さえよかったらよいというような行動をする人がたくさんおるといようなことで、そういう報道が後を絶たないわけですけれども、そういう自分さえよかったらよいという風潮が強まっているような現代において、義農作兵衛の心を紹介をし、広め、こういうことが大切なんだよということを啓蒙していくことが、松前町は義農作兵衛、義農精神が息づいている町と、義農精神が息づく町ということを標榜しておるわけでありますので、そういう松前町としては義農精神を広く伝え啓蒙していくことが、むしろ町としての務めではないかなと、そういうことにもなるんじゃないかなといようなことを思っているところでもございます。

義農大賞を継続して推進することによって、町のイメージアップが図られるだけでなく、義農作兵衛の町松前が全国に認知される、そういうことで子どもたちも自分のふるさとに誇りを持つことができる、誇りに思える、そういうようなことになるんじゃないかというふうに思っております。私が町長である限りは、原則として継続して続けてまいりたいと思っておりますし、願わくば次の町長、そしてまた次の町長も続けていただくことを願っているところでございます。

御質問の、大賞が2つになったことに伴って活動支援金100万円を今半分に分けて50万円、50万円ということで御案内をしているところなんですけれども、両方とも100万円にしてはどうかというようにお話であろうと思っておりますけれども、今、今回の補正予算を提案して、100万円の映像制作費を出すことについても、議会では批判の御意見もいただいているようなところでございますので、議員のお話は御意見としてお聞かせいただいて、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） その賞金については今後検討していただくということです。

僕は、この今の議会である程度そういうような疑義があつて反対意見もありましょうが、そういう意見があると、今回は報道さん、結構書いてくれるんよ。ほで、見た人がそれ何ぞやということで、やっぱりちょっと注目もされる。ほで、取りあえずこういうふうなユーチューブや何だしてみんなが分かってくれる。実は、僕も大阪の人と島根の人、村井さんこんな来たけど義農大賞って何なん、もう一から十まで説明させてもろうて、県外の人も見てくれとるなっちゅうことで僕はええことかなと思うんやけど。

この選択、1つに選択できずに2人になったと。ほで、県内と県外の人じゃと言うんやけど、僕はそこもぜひ2つになったけんもっと広がる可能性もあるし、1つにせんかったんが2つでよかつたんかなあとも思うたりもしよんで、最初反対する人は多かつても少なかつて、どのみち何かは言うと思うんです。やけん、公約どおりにならん、賞金100万円と言うたんが50万円やろうが、減ったがとかという人もおるし、100万円ずつにしたら予算が増えたがと言うて、どのみち大概言われる。もうどうせ言われるんやったら、ポンとやるほうが格好いいんかなとか思うたり、それは僕の意見です。

それはそれとして、僕は1つに絞らずに2人大賞が出たということは、ちょっと義農を広めるためにはよかつたんかなあとは僕は思います。

ほで、最後に3月当初の町長の答弁を聞かせてもろうて、町長のお言葉を借りますとその中で、何もやらなければ何も変わりませんと、こういう言葉がありました。ちょっと感動しまして、この言葉をお借りしまして、この言葉は私の中では何もやらなければ何も変わりませんと、これはもう私が今年の流行語大賞やと、すばらしい、そう思います。

今回の義農大賞、スタートしたばかりですけど、町長が松前町のために種をまいたと思っております。今後は職員が知恵を出し、町民の皆様と話し合い、それを理解して議会は協力を惜しまず、このすばらしい事業に花を咲かせてもらいたいと思っております。

義農大賞についてはこれぐらいにしまして、次の質問、義農神社について。義農ということで、今の義農公園、これについて質問させていただきます。

政教分離の立場から、現状では町が関われないというふうな状況になって、それで義農神社も老朽化し、なかなか管理できていない状態となっておりますが、今後この義農神社の在り方を町長にお聞きしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 失礼します。

義農神社についてお答えをいたします。

御承知のとおり、義農神社は神社という形式を取っていますので、現状のままでは政教分離の原則により、行政が維持管理を行うことができません。費用の、経費の支出ができないということになってございます。

ただ、非常に現在老朽化し傷んでおりますので、傷んだ状態のまま放置するわけにもい

かず、何とか手を打てないかということを考えまして、令和3年1月定例会の中でも説明をいたしましたとおり、現在筒井地区と玉生神社に、現在の義農神社建立前に御霊が祭られておりました筒井の八幡神社へ遷宮していただくことができないか、そういう御検討をお願いしているところであります。

遷宮ができましたら、今ある建物は単なる建築物となります。古い建築物ということになりますので、その後、議会にも御相談をさせていただきながら、建物の解体と併せて義農公園の整備について検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） どうもありがとうございました。

遷宮が終わったら、解体を町が多分してくれると思うんですけど、その跡地利用的な計画的なものはないんですか。そこらはどんなですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 義農公園の南側に松前保育所がありまして、そこが今更地になってますが、その整備計画もありますし、そのあたりの整備と併せて全体的な整備計画を今後検討していきたいというふうに考えておりますが、今どうこうするという事は白紙の状態でございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 今は計画がないということですが、この義農神社がのいて、ほたらその裏にあった老人憩の家かね、あれも今解体されてかなり広い土地になるし、町長から保育所の話も出ましたが、その次に質問しようと思いましたが、一緒みたいになるんで、ちょっと保育所のことも。

この保育所の跡地に雨水貯水槽を設けて、災害のときに貯水して浸水を防ごうというふうな計画なんですけど、この松前保育所の跡地もかなり広いんです。ですから、跡地利用とか跡地の多分上、かなり広い場所が残るんで、何か計画があったり、何か建てるような計画があるかどうかというんもお聞きしたいんですけど、どんなですか。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 松前保育所の跡地利用についてお答えします。

本町では、激甚化、頻発化する水災害に備え、義農湛水防除施設の排水能力を補完するため、雨水貯留施設を松前保育所跡地の地下に整備することを計画しています。現在、施設の必要規模とその効果を検証するため、浸水シミュレーションを行う準備をしているところであり、その結果により雨水貯留量や施設の構造を決定しますので、その際には改め

て議員の皆様に御報告いたします。

また、地下式とすることで土地の有効利用を図ることができるため、地上は義農公園を拡張し、駐車場や広場を整備するほか、公園遊具の増設なども行いたいと考えています。併せて、構想段階ではありますが、松前駅前広場の整備や松前駅と義農公園をつなぐ道路の歩道整備による回遊性の向上により、松前駅を中心とした既成市街地におけるにぎわいの創出、安全・安心で歩いて暮らせる魅力あるまちづくりを目指していきます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 松前駅周辺も含めてかなり大きな計画をしてもろうとするんですけど、僕は雨水貯水槽にかなり興味があって、もう本当に筒井地域はかなり浸水するんで、松前町にとって永遠の課題、土地を上げて上がることないんで、浸水をどう防ぐかということで、貯水槽をしてくれるということなんやけど、僕はもう一本、排水。海側にもう一本大きいモーターを据えて排水したらいいかなあと思うんやけど、こういうふうなことをしてくれるというんで、これに伴って松前駅周辺整備と絡めて歩道をつけてくれたり、言うたら歩いて生活できるような町にしましょうということで、かなり大きくやってくれと思うんやけど、僕は今回聞いたかったのは貯水槽の大きさ、これも今後検討していくということなんやけど、検討の中で私が一番言いたいのは、やっぱり筒井地域の浸水、これを防いでほしい。この貯水槽で足るかどうか分からんけど、もし足らんのやったら違う方法も考えていただいて、やっぱり暮らしやすいんと、松前は海が近いんでなかなかできんとは思うんやけど、浸水対策をしっかりしてほしいと思うんやけど、そこらほどのようにお考えなんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 筒井地区の浸水対策については、町長になったすぐから私の町長の間に何とかしたいという課題として認識をしておりましたところです。それで、筒井地区の皆さんにも同行いただいて、筒井地区の雨水排水がどのような水路で流れているのかの調査をしたりいたしました。

その上で、今の雨がどのように流れて、どこでどうなって浸水するのかというメカニズムを調査をし、ここをこう触ったらここがこう変わると、浸水がこう変わるというようなシミュレーションも行って、その上でちょうど筒井地区と西古泉地区の堺にあります南北の水路を少し拡張すると随分と浸水エリアが小さくなるということで、数年の計画で今その雨水排水の排水路を拡張している工事を進めているところであります。

それができますと一定の成果は上がってくるんですけども、さらに今の雨の降り方が強くなっておりますので、気候変動の関係で。これまでよりもっと強い雨が降るということもありますので、やはりおっしゃるように湛水防除のポンプの能力が一定量不足するとい

うことがあります。

そのために、強い雨が降ったときの対応として、その直した雨水排水路で流れてきた水が、満潮のときにははけませんので、結局どんどん水位が上がってくるということになるので、ポンプの能力が足らなかつたら、またやっぱりあふれるということも可能性としてありますので、雨が強い、たくさん降るピークのところの雨をもっと広いところでためておくことで上流のほうが浸水しないことになるという、そういう効果を期待して雨水貯留施設を設けようとしているものでございまして、今課長から説明をいたしましたように、どのぐらいの容量の貯留施設をつくるかということが、雨の量を考えながら検討する必要がありますので、今その検討をやろうとしているところでございます。期待をしておっていただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 最後になりますが、僕は町長、地方局長をされて松前の町長になっていただいて、僕は行政のプロ中のプロじゃと思うて、僕信用しております。ほで、今も答弁していただいたときに期待しといてくれと、もうこんな力強い言葉をいただいて、僕らには考えにも及ばんような発想力もあるので、ぜひ松前町のことをまたこれからもよろしく願います。

以上で終わります。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

ここで理事者が代わりますので、暫時休憩をいたします。

午前11時21分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡緑でございます。

ただいまから私の一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、高齢者の暮らしということについて、要支援高齢者の暮らしを支える方策として、町の考えをお伺いしたいと思います。

人生100年といわれる超高齢社会になってきた私たちの暮らしにおいて、特に高齢者が1人で暮らしていくには体力的にも思考力的にも徐々に若い頃とは違って衰えてくるというのは自然なことですが、これまでは家族や隣人、地域が支え合うことで問題の解決をしてきました。

ただ、今は周りも高齢化し、ごみ出しや買物もままならぬ事態になってきています。ま

た、最近では高齢ドライバーの運転による重大事故も増え、運転免許証の返納も推進され、病院通いや趣味の集いなどにも行きにくくなっているというような不便な生活が続き、それがまた認知症や他の病気の原因にもつながっているようです。

また、判断力の低下を悪用しての特殊詐欺、高額商品の押売など、高齢者の被害額は大きく、老後の資金をなくして泣き寝入りせざるを得ないというような事例なども増加しています。

これからますます高齢者が増えていく地域において、少しでも快適にみんなが暮らしていけるためには、もちろん地域の人々、個々の助け合いは必要ですが、町としてできる支援を考えていただきたい。それが地域包括ケアシステムといわれるものではないかと思いますが、今松前町としてそれぞれのぐらい機能しているのでしょうか。また、今後の目標や計画について具体的に示していただきたいと、町のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 支援の必要な高齢者の暮らしを支える方策についてお答えいたします。

全国的に少子・高齢化が進む中、令和2年の国勢調査結果では、本町の高齢化率は31.4%、独居高齢世帯率は13.2%、高齢夫婦世帯率は15.7%で、5年前と比較すると、高齢化率が2.4ポイント、高齢独居世帯率が1.9ポイント、高齢夫婦世帯率が0.8ポイントそれぞれ増加をしており、高齢化が確実に進行していることがうかがえます。

また、令和2年3月、第8期介護保険事業計画の策定に当たり、町内65歳以上の高齢者1,000人を対象に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、生活に関する困り事があると回答した人が、65歳以上は16.6%、75歳以上は23.2%という結果でした。

また、主な困り事としては、通院や買物、掃除等が上げられており、高齢による体力の低下に伴い日常生活に不安を抱えている高齢者がいることがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の一層の強化が必要と考えています。

議員御指摘の、高齢者の日々の暮らしの困り事を支援する生活支援については、支援が必要な高齢者を地域で支え合い、助け合える体制を構築するため、平成28年度から校区ごとに協議体を設置し、地域の困り事などの地域情報を共有した上で、困り事に地域がどのように取り組むかを検討する生活支援体制整備事業に取り組んできました。

しかしながら、この取組により住民同士の支え合い意識の醸成が図られたものの、高齢者の身近な困り事を解決する体制の構築までには至りませんでした。

このため、今後は校区ごとに設置している協議体を住民にとって一番身近な生活圏域で



ある各大字にも設置し、地域ごとの身近な生活課題を抽出し、その地域で解決方法を議論するとともに、ボランティアや社会福祉法人、民間企業等、地域を支える多様な機関と連携を図りながら、身近な地域で支え合う活動を実現する体制づくりについて検討を進めていきます。

また、町民の福祉ニーズが多様化、複雑化、複合化するという環境の変化に対応するため、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、様々な分野が複合し複数の課にまたがるような地域生活課題に一つの窓口で対応できるよう、役場内の支援体制の仕組みづくりについて検討を進めていきます。

また、生活支援体制が整うまでの間、地域の困り事に対応する当面の取組として、現在、ボランティアセンターに登録する団体やシルバー人材センターが実施しているごみ出しや買物、掃除等の家事サービスについて広報紙で広く周知するほか、これらのサービスの内容の拡充について協議を進めていきます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 数値的にも非常に高齢化率が今上がってきているということが明確になっていると思います。それにつけて、いろいろな課題が見えてきているようです。

ただ、町としてもいろいろな施策を考えながら、いろんな対策を講じておられることは、今の答弁である程度分かってきたんですけれども、その複数課題がいろんな多岐にわたっているんです。それで、1つの課だけがそれに対応するとかという問題ではなくて、今も行政だけじゃなくて地域や、またボランティアの方とかいろんなグループ、団体、そういったものも連携しなければこれは解決していかないってことはもう目に見えてると思うんです。

この前の、岡田校区のときの町政懇談会のときも、このケアシステムがどのようになってるのかというようなことで、町長のお考えとしてはまだちょっと十分にはっていうようなお答えになっていたような気がするんですけれども、それに対して参考までなんですけれども、新聞記事でちょっと私気がつきましたことがありましたので、紹介させていただきたいと思うんですが、11月末頃の多分愛媛新聞の記事からなんですが、松山市の和気地区の高齢者を犯罪や事故から守ろうと、地元の北、内宮の両中学校の生徒約50人が一人暮らしの約420世帯を訪問し、火災や特殊詐欺への注意を呼びかけるとともに、元気な笑顔や小学生のメッセージカードのプレゼントをしたその様子が写真とともに掲載されておりました。生徒らは、4人から6人ぐらいのグループに分けて各家庭を訪れ、特殊詐欺に気

をつけてと笑顔で啓発チラシを手渡したり、あるいは和気小学校の児童が健康に過ごしてねなどと書いたカードも添えられて、受け取った高齢の女性も、毎年会いに来てくれてうれしいよと顔を綻ばせていたとのことでした。

同地区では、公民館が中心となり、子どもの見守り活動などを実施していて、高齢者訪問もその一環で、住民同士のつながりを強めるのも目的で、2015年から年2回行われてるということです。こういった活動が、高齢者の地元の子どもたちへの支援の気持ちにつながれば、私はとても相乗効果があっていいんじゃないかなと思います。

そのときに関連して、やはり町政懇談会で教育後援会の支援金を募集するときに、とてもなかなか難しくなってきたという話があったんです。これは、私はやっぱりそれが高齢者自身もそうやってふだんから地元の子どもたちに支援したいなあとか、私たちも助けてくれるけど、そういった気持ちになってくると自然と今度そういうことで支援を願いに来られたときに、ああ、それならということで気持ちよくそういう形につながっていくのではないかと、私は支援金の協力にも積極的につながっていけるのではないかというふうに思います。

こういったことは、やっぱり教育後援会をされている町の後押しとか、あるいはその連携というところにつながってくると思うので、ぜひそのあたり、多分松前町の校区でもそういうような似たようなことはされてるかもしれないんですけども、やはりこれはいい実例ではないかなと思うので、両方がそういう思いやりによってつながることによって、地元の子どもたちと、そしてお年寄りが連携することで、地域全体が、もちろんケアシステムというそういうシステムももちろんあるわけですけど、それだけではなくて、そういったものが地域全体の高揚につながっていくんじゃないかなと思いますので、私はぜひこういった形、進めていっていただきたいなと思います。

この記事に関連して何か御意見がありましたら、1つだけお願いしたいと思います。

**○議長（加藤博徳）** 平村福祉課長。

**○福祉課長（平村展章）** 今、藤岡議員御指摘のとおりでございます。やはり今後、町としても検討を進めていく中にありましては、制度や分野ごとの縦割りというものは、まず役場の中でも排除して、1つの窓口での対応というところで今検討を進めていくことを考えております。

また、地域の中では、支え手と受け手というふうな関係を超えて、やはり地域住民の皆さんや地域の多様な主体が我が事、自分のこととして参画して、人と人、あるいは人と地域資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることが必要であると考えておりますので、今後の検討に当たってはそのあたりを踏まえながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

**○議長（加藤博徳）** 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 今、課長が答弁したのは、一応町長部局の話でありますので、今議員のお話は学校の子どもたちを使うという話なので、これはでも我々サイドから発言はなかなかしづらい話があります。教育委員会サイドのお考えになろうと思っておりますので、教育長、すいません。

○議長（加藤博徳） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 課長さんからも指摘がありましたが、学校、それから社会教育のほうでも子どもたちと高齢者のつながりというのは、特に学校のほうでは幼稚園、小学校あたり、地域では公民館の活動などで、いろんな場をつくっていただいていると思います。それを生かしながら、逆に高齢者の方も子どもたちを支えていただく、また子どもたちが高齢者の方の何かお手伝いができるという体制は今後も続けていきたいと思っておりますし、さらに機会を見てまだいろいろな工夫をしながら強化をしていきたいと思っております。貴重な御意見ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 1番目の質問はこれで終わりたいと思います。

次に、SDG sの活動について、2030年の目標達成に向けて進める各活動について、小中学生の教育プロセスに関連させているのでしょうか。自治体としてのSDG sの活動は、いろんな分野で必要な事業として展開すべきものと考えますが、これからの未来を担う小中学生の教育課程においても大切な学習内容になると思います。

広報まさき12月号にも特集が組まれ紹介されていました。その中で、地場産品と学校給食の関係性を通じて、小学生には食文化の違いなどを知ってもらい、日々の活動では食育を通して食品ロスの問題や環境への影響なども学んでもらっているようでした。また、中学生には職場体験学習を通して地域の産業や企業に関する理解を深め、そこで働く魅力を感じてもらうことで、今だけでなく未来を見据えることでSDG sにつなげていく学習をされているようでした。

町は、17のゴールの中で、義務教育課程の中において特にどの分野に力を入れるべきだと考えておられるのか、どの分野も大切ではあるのですが、食品ロスや水、エネルギー、環境問題などというのはよく取り上げられているようなんですが、私はこれからは5のゴールのところにありますジェンダー平等とか多様性についてなど、人権問題との関わりの中で、それぞれの発育段階、成長プロセスを通して理解できるような問題提起、考えてほしい項目として扱っていただきたいなあというふうに考えます。これの教育委員会として、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） SDG sの活動についてお答えいたします。

SDGsとは、2015年9月に国連で採択をされた持続可能な開発目標のことで、誰一人取り残さないという理念の下、2030年を達成期限とする17のゴールと、その下位目標である169のターゲットから成る包括的な目標です。

小学校の学習指導要領は、SDGsの達成に向け、持続可能な社会の創り手の育成という考え方で作成されており、これに基づき各小中学校で教育課程を編成し、各教科の授業や活動を行っております。

例えば、町内の小中学校においては、環境に関する問題では、ペットボトルの蓋やアルミ缶の回収を行うなど、様々な活動に取り組んでいます。また、北伊予小学校では今年度と来年度の2か年にわたり、環境教育推進事業の研究指定を受け、実践的に環境問題について学んでいます。

これらの取組は、SDGsの6、安全な水とトイレを世界中に、9、産業と技術革新の基盤をつくろう、11、住み続けられるまちづくりを、12、つくる責任、つかう責任、14、海の豊かさを守ろう、15、陸の豊かさを守ろうへの取組に該当します。

人権に関する問題では、人権・同和教育参観日や松前町いじめSTOP子ども会議を開催するなど、差別や偏見をなくすための取組を行っており、今年度は町内の幼稚園、小中高等学校を主会場として、中予地区人権・同和教育研究協議会を開催しました。

これらの取組は、1、貧困をなくそう、2、飢餓をゼロに、4、質の高い教育をみんなに、5、ジェンダー平等を実現しよう、8、働きがいも経済成長も、10、人や国の不平等をなくそう、16、平和と公正を全ての人にへの取組に該当します。

このように、学校での学習や様々な活動はSDGsに掲げる目標と関連するものとなっており、特定の分野に偏ることなく、SDGsの達成に向けて広く系統的、横断的に学び、実践しています。

議員から御意見があったジェンダーや多様性の問題は、SDGsの5、ジェンダー平等を実現しよう、10、人や国の不平等をなくそうに該当すると思われまます。

この課題に対しては、社会の変化に応じた新しい対応が必要であり、町内の学校においても、人権教育を中心に教材の開発が進められています。また、生徒からの要望があり、女子生徒の標準服にスラックスを選択できるようにした学校もあります。

教育委員会としては、SDGsの達成を目指し、誰一人取り残さない教育を行うため、学校と連携しながら支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今、教育長のほうから、かなり他分野にわたって教育プロセスの中にもそれらを含めたいろんな活動なり学習をされてるということをお聞きしまして、これは多分2030年の目標達成に向けて、まさに未来に向けて育っていく子どもたちのこと

ですから、柔軟な発想や思想の中にそれを取り入れて学んでいっていただいて、松前住民の方としてすごく立派に成長していただけたらなというふうに思っております。

私がちょっとそのジェンダーとか多様性の部分が弱いのではないかなあというふうに私自身感じておりましたので、特にここらが抜けてるのかなと思ったら、私の勉強不足でほかの部分でも相当きちっとされてたということで、今後ともにその方向性で頑張っていたらなというふうに思います。

それでは、これについては済みたいと思います。

3番目の、今後のコロナ対策についてということで、本当に新型コロナウイルスの感染症に関しては、次から次へと毎日のように……。

○議長（加藤博徳） ちょっと待ってください。

（10番藤岡 緑議員「ごめんなさい、代わるんですね」の声あり）

はい、理事者交代しますので。

（10番藤岡 緑議員「はい、すいません、申し訳ないです」の声あり）

ちょっと暫時休憩をさせていただきます。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

失礼しました、藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 失礼いたしました。

それでは3番目の、今後のコロナ対策ということで質問させていただきたいと思いません。

新型コロナウイルス感染症の第6波の懸念から3回目のワクチン接種など、引き続きコロナ対策は続くと思いますが、町としての対策、考え方をお聞きしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が初めて世界に知られるようになってはや2年が過ぎ、国内的には感染者も減り、やっと終息の方向へ向かうのかと期待する中、またもや南アフリカにおいて新型コロナウイルスの変異株オミクロンが発見され、瞬く間に全世界に広がり、またその正体がまだよく分からない状態の中で、現在の国の水際対策の強化を願っているところです。

まさに、コロナの完全終息というのは何年先になるか不透明で分かりません。現状では、ウイズコロナでの対策が重要で、一般的に行ってきた通常のマスクや手洗い、換気、3密の回避などは続行しつつ、ワクチン接種の3回目の励行で、もう既に医療従事者とかインセンティブワーカーなどの接種も始まるというようなことをお聞きしております。

本町のワクチン接種のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。国の提唱する2回目接種後8か月の期間が、抗体の弱体化による期間短縮の6か月の話も出ていますが、その対応についての考えはどうなのでしょう。あるいは、随分前から懸念されております5歳から11歳の子どもに対する接種についての実施というのは予定があるのでしょうか。また、2回目までの接種においていろいろな問題点も指摘され、御苦労も多かったと思いますが、改善すべき点、考慮すべき点なども踏まえて、3回目に当たって工夫をしたり、変更点もあればお示してください。

また、ぜひ分かりやすく周知していただくための広報もお願いしたいところです。

さらに、これはちょっと課が変わるとは思うんですが、今後の文化活動とか経済活動における具体的なルール、例えば施設利用など県の方針を遵守されていくのか、町独自のルールなどがあるのかなど、住民が不安にならないように適時お伝えしていただきたいと思います。これらについても、町の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

塩梅子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（塩梅敬介） 失礼します。

今後のワクチン接種のスケジュールについてお答えします。

3回目の接種につきましては、2回目接種から8か月以上経過した方を対象に接種を行うことで準備を進めておりましたが、先日岸田総理の所信表明演説で、8か月を待たずにできる限り前倒しをすとの表明がありましたので、今後の動きを注視したいと考えています。

なお、本町では、4月までに2回目の接種が完了した医療従事者の皆様に既に接種券を送付し、12月14日から接種を開始することとしております。今後、2回目の接種から8か月、または国が前倒しした場合は、国が定めた期間を経過した方に対し、順次接種券を送付いたしますので、同封の案内に従って予約していただきますようお願いいたします。

接種予約については、1、2回目と同様に、インターネットとコールセンターで受付を行います。今年5月、6月には、コールセンターがつながりにくく、町民の皆様に御迷惑をおかけしてしまいました。このため、高齢者の予約が集中する1月から3月にかけては受付を3席から5席に増やし、土日の受付も可能とします。また、接種券の発送を順次行うことでアクセスが分散され、混雑の緩和が期待できます。

次に、5歳から11歳までの子どもへの接種についてお答えします。

5歳から11歳までの子どもの接種については、国の審議会で審議中とのことであり、また小児用ワクチンについても薬事承認されていない状況であると聞いていますので、今後の国の動向を注視していきたいと考えています。

引き続き、町民の皆様が安心して接種を受けられるよう、体制の確保に努めていきます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 金子産業課長。

○産業課長（金子裕之） 今後のコロナ対策についてのお尋ねのうち、今後の経済活動に対する具体的なルールについてお答えをいたします。

初めに、経済活動に関わるまさき町夏祭りや松前町産業まつりたわわ祭などの産業分野のイベントについては、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、それぞれ中止となりました。

これらの開催可否については、愛媛県が示すイベントの開催制限の基準等に基づき、主催者が関係機関と協議を行った上で判断したところです。

今後についても、同様の基準により開催の是非が判断されることとなります。

次に、今年度の経済活動に対する支援については、新型コロナウイルス感染症があらゆる業種業態の経済活動に影響を与えていることから、事業者が事業の継続や雇用の維持が困難な状況となるおそれがあったため、事業収入の減収を補填する、えひめ版県・市町連携事業応援金をはじめ、雇用を守るための緊急地域雇用維持助成金や雇用調整助成金等申請手数料補助金など、経営と雇用を守る支援策に予算を集中し、実施しているところです。

今後の経済活動に対する支援については、現在国会で審議されている令和3年度補正予算第1号により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付があった場合は、必要な支援の実施について検討することといたします。

具体的な方針としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人流抑制等の影響を受け、地域経済の停滞を招くこととなった場合には、事業者の経営と雇用を守るための支援により、事業者の経営の下支えとなることを優先し、反対に感染の縮小により、人流制限が緩和され、地域経済を活性化できる状況になった場合には、積極的な消費喚起を促す事業の実施により、より大きな経済効果を生み出すことを優先することといたします。

また、コロナ禍の社会経済環境の変化により、事業者は新たな生活様式に対応する経営が求められていることから、併せて国や県が実施するその取組を後押しする支援策を注視し、その支援策を補完する支援についても行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 失礼します。

今後のコロナ対策についてのお尋ねのうち、今後の文化活動に対する具体的なルールにつ

いてお答えいたします。

コロナ禍における町管理施設の利用及び町主催のイベントにつきましては、感染拡大防止を第一と考え、国及び県からの通知、施設や業種ごとに定められたガイドラインや周辺市町の状況などを把握した上で、利用制限や開催の是非について、松前町新型コロナウイルス感染拡大防止対策本部会議において決定しています。

今年度の文化活動については、明るい人権のまちづくり大会など、やむを得ず取りやめたイベント等がありますが、感染縮小期となった10月以降には、松前文化祭や松前町ふれあい健康マラソン大会を開催いたしました。開催に当たっては、基本的な感染対策に加え、文化祭では飲食の中止、マラソン大会では出場者の人数制限なども併せて行いました。

今後の文化活動につきましては、住民の皆さんが心身ともに健康で文化的な生活を営むために必要な活動であることを踏まえ、これまでと同様な判断基準で、感染拡大防止を基本とし、感染拡大のリスクを可能な限り抑えながら、文化活動の場の提供に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 確かに、昨日の感染者の数を見ても、西日本は特にゼロという形で、割と数字的には収まっていると思うんですけども、今後何が起こるか分からないという状況の中で、非常に判断も町政としても大変だろうとは思いますが、ワクチン接種に関しては非常に淡々と供給量をちゃんとそれだけ整えてもらったら、どんどんしていけるんじゃないかなあということを私たちは期待しているんですけども、オミクロン株自体も正体が分かってないので、何となく普通の風邪みたいなんじゃないかなとか、いろんな説が出てるんですが、やはりどういう形に変わっていくかということは本当にあれです。今までの標準的な感染に対する対策というのは引き続きやっていただきながら、少しずつでもまたできることを淡々と続けて開放していただく。もう住民もかなり辟易としている状況であると思うので、経済活動にしても文化活動にしても、そういうふうに県の様子を見ながら、また松前町として積極的に運営していただきたいなと思います。

ただ一つ、そういったことをされていくときに、やはり住民がそこで、ああこれはどうしたらいいのかなとかいろいろなときに、ホームページとかいろいろあるんですけども、なかなか十分に情報が伝わりにくくてうろうろするようなことがございますので、逐次、国のほうも方針がころころ変わりますから、住民があまりあたふたならないような情報提供はどんどん進めていただきたいなというふうに思います。また、住民側もそれに対して情報キャッチをきちっとしていく努力はもちろん必要だとは思っております。



今後の動向を見ながら進めていただければと思っております。

私の質問は以上とさせていただきます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

13時30分まで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後 1 時29分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

8 番稲田輝宏議員。

○8 番（稲田輝宏議員） ただいま議長から質問の許可が出ましたので、8 番、無所属、稲田輝宏が一般質問をさせていただきます。

1 つ目です。

野良猫対策についてお尋ねします。

要旨、繁殖力の強い野良猫の対策として、不妊去勢手術費助成金の増額や助成条件の緩和など、取組の強化をする考えはないかお尋ねします。

要旨説明です。

最近欧米では、以前にも増して動物愛護の機運が高まっています。我が国においても、2019年に改正されました動物愛護法がありますが、飼育環境ではまだまだ先進的な国に及ばないようです。

このような環境の中、心ない人による捨て猫が後を絶たないのも現状のようです。特に、野生化した野良猫はボランティア活動の支援者の話によりますと、生後6か月で妊娠が可能、その2か月で出産が可能と聞きます。このような状態を放置すると、野良猫の激増が懸念されます。その数を減らすには、①捕獲して譲渡会を開いて譲渡する、②として避妊、墮胎、去勢手術をすること、③として殺処分の3通りがあります。

①の捕獲して譲渡会を行って譲渡の場合は、その個体にとって最も幸せな方法です。譲渡会をボランティアで催している方は、場所を提供してもらい一部実施しているようです。

そこで、町として体育館前とか人が集まりやすい場所を提供し、またより多くの人の関心を引くようにし、管理はボランティアによる活動を後押しする考えはあるのかお尋ねします。

②、捕獲して避妊、墮胎、去勢手術には当然費用がかかります。1回当たり避妊で2万1,000円程度、墮胎では2万5,000円、それに処理費で5,000円ぐらいかかるそうです。そして去勢手術は安くて1万3,000円ぐらいはかかるそうです。

町では、犬・猫不妊去勢手術費助成金として、1件当たり2,300円、年間170頭分、掛け算しますと39万1,000円になると思いますが、予算化されています。ただ、これは飼い

犬、飼い猫を含むものです。予算到達で打切りと聞いています。個体は生き物であり、捕獲用の用具や餌代が当然必要でございます。これは実費は自己負担のようです。

そこで、助成金の増額や助成条件の緩和などの考えはあるのかお尋ねします。

③の殺処分は、最も避けるべきです。捕獲されたら愛媛県動物愛護センターに引き取られて譲渡会が開催されていると聞きます。獣医さんのお話では、よかれと思って野良猫に餌をやると栄養がよくなり、子猫がまたたくさん増えるということで懸念されておりました。

野良猫の問題は環境問題でもあり、置き餌、鳴き声、ふん尿なども御近所トラブルの原因の一つになっております。対策としては、野良猫をつくらないこと、ゼロにすることです。飼い主のいない不幸な猫を増やさないために取組を心から願うものです。

これが1つ目の質問です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） それでは、繁殖力の強い野良猫の取組についてお答えいたします。

まず、ボランティアによる譲渡会を後押ししてはどうかとの御質問にお答えします。

今のところ、松前町で譲渡会を行いたいというお話は聞いておりません。しかし、ボランティアの方から、人の集まりやすい公的施設で譲渡会を行いたいという相談があれば、施設管理者への手続を取り次ぐなど、その取組に協力したいと考えています。

なお、愛媛県は動物愛護推進計画に基づき、譲渡講習会や譲渡会を行っています。この取組についても協力していきたいと考えています。

次に、野良猫の不妊去勢手術への助成金増額や助成する条件の緩和をしてはどうかとの御質問にお答えします。

町では、犬及び猫の不必要な繁殖並びに周囲に対する危害及び迷惑の防止を図るため、不妊去勢手術に対する助成の制度を設けています。助成金額は、犬、猫を問わず手術一回につき2,300円です。令和2年度には、猫145匹、犬25匹の計170匹の不妊去勢手術に対し助成を行いました。

また、ボランティアで自費により飼い主のない猫の不妊去勢手術による繁殖防止活動を行っている地域住民の方から助成金増額の要望があり、協議した結果、こうした活動は、野良猫によるトラブルの減少、殺処分の削減に一定の成果があると認められること、他市町村でも、こうした活動には飼い猫に対する助成金額より高い助成を行っていることから、本町においても、こうした活動に対する助成額を令和4年度から増額することとし、当初予算案に計上する予定にしています。

最後に、動物愛護の観点から殺処分は避けるべきものです。殺処分を減らすためには、

野良猫を増やさないと考えられます。野良猫が増えるのは、不用意に野良猫に餌をやることで栄養状態がよくなり、繁殖力が増すことが原因の一つです。

そのため、昨年度から不用意に野良猫に餌を与えないように、また餌を与えるのであれば責任を持って飼うよう指導し、飼い方に関する注意の書かれたチラシを配るなど啓発活動を強化しました。

ボランティアの方々や町の取組により、町から愛媛県動物愛護センターへ引渡した猫の数は、平成30年度50匹、令和元年度50匹、令和2年度67匹でしたが、令和3年度は11月末で20匹と減少しており、殺処分される猫の減少につながっていると思われることから、今後も不妊去勢手術の助成及び啓発活動を続けていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 稲田輝宏議員。

○8番（稲田輝宏議員） ありがとうございます。

今後とも、多岐にわたって動物愛護の精神から前向きに対応をすべきと考えます。ありがとうございました。

次、2つ目の質問に入ります。

防災について、水害不安地域の対応はどうなっているかということですがけれども、重信川沿いの水害不安地域には戸別受信機の配布をしているか、その状況をお尋ねします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

友田危機管理課長。

○危機管理課長（友田秀樹） 防災について、戸別受信機の配布についてお答えいたします。

現在、松前町では、自主防災会の代表者のほか、町内の小中学校、保育所、幼稚園など公共施設に43台の戸別受信機を配布しております。

議員御質問の、重信川沿い地域の住民に対しての配布は行っておりません。

松前町では、災害時の避難に関する情報については、情報伝達の多重化を推進しており、防災行政無線での放送のみならず、ホームページ、防災アプリ、メール、テレビのデータ放送によりお知らせをしております。

情報伝達の多重化と戸別受信機の配布を比較した場合、情報伝達の多重化は戸別受信機の配布よりも様々な状況下でより多くの方に情報を伝達することが可能です。費用面でも有利であることから、特定の地域住民への戸別受信機の配布については、現在検討しておりません。

このため、今後も引き続き情報伝達の多重化を推進していきます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 稲田輝宏議員。

○8番（稲田輝宏議員） ありがとうございます。

今後においても、やはり特に重信川沿いの御家庭におきまして、例えば雨降りのときなんかは防災無線が聞こえにくいんです。なので、今後臨機応変に対応していただきたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤博徳） 稲田輝宏議員の一般質問を終わります。

理事者が交代しますので、暫時休憩します。

午後1時41分 休憩

午後1時42分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

5番影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 議席番号5番、公明党影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1問目につきましては、奨学金返還の支援について、自治体が行う奨学金返還支援制度の導入についてどう考えているのかということで質問させていただきます。

日本学生支援機構が貸与する奨学金については、無利子の第一種奨学金と有利子の第二種奨学金とがあります。段階的に無利子の奨学金が拡充され、平成29年度からは、卒業後の所得に応じて返還額を変えられる所得連動返還型奨学金が導入されております。

そして、令和2年4月に給付型奨学金が導入され、経済的には苦しくとも求道心旺盛な若い人たちの向学の希望の光となっております。年間129万人の学生が貸与型の奨学金を活用していますが、その課題の一つが返したくても返せない、返還延滞の増加であります。

令和元年度末の返還延滞者数は約32万7,000人で、延滞債権額は約5,400億円に上っております。主な理由は、家計収入の減少や支出の増加で、延滞が長引く背景には本人の所得が低いことや延滞額の増加があるようであります。

こうした実態に即し、利用者負担の軽減に向けて返還を肩代わりする制度が平成27年度から実施されております。この奨学金返還支援制度は、一定期間定住するなどの条件を満たせば奨学金返還を自治体が肩代わりするものです。令和2年6月現在で全国の423の市町村が導入しております。

当初は、自治体と地元企業などが基金をつくることを条件に、全負担額の約10分の5を対象経費として、措置率は最大0.5で国が特別交付税措置をしておりましたが、昨年6月の制度改正により基金の設置が不要となるとともに、対象経費が全額負担の10分の5から市町村負担額の10分の10に拡充されました。

具体的に言えば、例えば4年間で奨学金400万円を貸与して卒業後20年で返還する場

合、年間20万円の返還となります。従前であれば、年間返還額20万円の半分の10万円を対象経費にして、措置率0.5で5万円が特別交付税で措置されていましたが、制度改正後の現在は20万円全額を対象に措置率0.5、つまり10万円が特別交付税措置できることになっております。残り10万円を自治体の持ち出しで負担すれば、対象者は年間返還額20万円全てを自治体に肩代わりしてもらえることとなります。

奨学金返還を全て肩代わりしてくれるというのは、社会人駆け出しの若い世代にしてみれば大変魅力的で、そうした町を選択して住居を構えるきっかけになるのではないのでしょうか。

今回、制度改正された奨学金返還支援制度は、対象者には奨学金返還の負担が除かれ、若い世代のUターン、Iターン、Jターンの移住の呼び水となるとも考えますが、当町の考えをお聞きいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、奨学金返還の支援についてお答えします。

奨学金返還支援制度は、若年層の東京圏への一極集中により、地方における生産年齢人口が減少していることへの対策として、地域に定着する人材を確保するよう設けられた制度であり、その必要経費については特別交付税の措置対象とされています。

つまり、この制度は、町内に一定期間定住することなどの条件を設定して奨学金返還の支援を行うことで、県外の大学に進学した学生のUターンなど、若年層の地元への移住・定住の促進に一定の成果を上げようとするものです。

しかしながら、Uターンなどにより地元に戻ってきた若者にそのまま住み続けてもらうためには、生活に必要な収入を得られる仕事があることが不可欠です。

このため、今後、地元企業の求人状況を踏まえながら、返還支援を実施している他自治体の実績や効果を検証し、本町での実施の必要性を研究していきたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） いろいろ企業、働く場所とか、そういったことも条件になると思いますので、しかし他市の状況等も勘案しながら、できるだけ積極的に支援、この制度を活用できるような形に持って行っていただきたいというのが希望でございます。

続きまして2番目、農福連携事業について質問させていただきます。

農福連携への取組をどう考えているかということで、日本の農業を取り巻く問題は数多くあります。代表的なものとしては、農業従事者の減少と高齢化の問題があります。

昭和40年に1,100万人を超えていた農業従事者は、平成27年には僅か200万人と半世紀の間に5分の1以下になり、まさに激減であります。

その結果、昭和40年に7割以上あった日本の食料自給率も、平成26年には4割未満になってしまいました。

国民が農業から離れた結果、農業に関する問題が他人事のようにになってしまい、問題の存在自体が認識されなくなっているという現状さえあります。

現在、日本では農業人口の確保が大きな課題となっており、多くの自治体が農業の新規参加者にサポート体制を整えるなどして対策を練っておりますが、農業の継承、人手不足の解消の方法として農福連携について紹介をいたします。

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

農林水産省では、厚生労働省と連携して、農業、農村における課題、福祉、障がい者等における課題、双方の課題解決とメリットがあるウィン・ウィンの取組である農福連携を推進とあります。

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これから多様な効果を発揮されることが求められるところであり、持続的に実施するには農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業、国土を支える力になることを期待されているとあります。

農福連携を全国的に展開し裾野を広げていくには、知られていない、踏み出しにくい、広がっていかないといった課題に対して、官民挙げて取組を推進していく必要がある。

また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労、社会参画支援や犯罪、非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げて、地域共生社会の実現を図ることが重要とあります。

当町の農福連携への取組の考えをお尋ねいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 農福連携事業についてお答えいたします。

農福連携は、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

この取組が促進されれば、農業分野において障がい者が貴重な働き手となることが期待されるほか、障がい分野においても、障がい者の働く場の確保やそこで働く障がい者の賃金の向上に加え、体力や社会性の向上、地域との交流の促進等、障がい者の生活の質の向上が期待されます。

農福連携の推進に当たり、国は令和元年6月、今後の推進の方向性を示した農福連携等

推進ビジョンを取りまとめました。

このビジョンでは、農福連携の裾野を広げるため3つのアクションが示されており、1つ目に、農福連携が知られていないため、認知度の向上を図ること、2つ目に、農福連携の取組に踏み出しにくいいため、取り組む機会の拡大やニーズをつなぐマッチングなどの取組を促進すること、3つ目に、農福連携が広がっていないため、経済界、消費者等も巻き込んだ社会全体への取組の輪の拡大を図ることとしています。

また、このビジョンでは、令和元年6月から始まったばかりの農福連携等の推進について、今後新たに明らかになる課題等にも適切に対処するよう、関係省庁等による連携強化等を図っていくことになっています。

このビジョンを踏まえ、県では認知度の向上を図る取組として、農業者と障がい者就労施設等を対象に農福連携セミナーの開催、また取り組む機会の拡大やニーズをつなぐマッチングなどの取組として、ワンストップで相談できる窓口の設置、農福連携に取り組む際の手順を分かりやすく整理したマニュアルの作成、農作業体験のマッチングに取り組んでいます。

町内では、障がい者就労継続支援事業所のうち、3事業所が農業経営者と農作業委託契約を結び、野菜の定植や収穫、選別作業を行っていますが、障がい者就労継続支援事業所以外の個々の農業者や障がい者が取り組む農福連携の状況は把握できていません。

本町としては、農福連携は地域において農業と福祉の双方がウィン・ウィンの関係を構築する取組であり、本町の将来の農業経営の発展及び障がい者の社会参画の実現のためには、地域においてその定着を図ることが重要であると認識しており、このため、今後、町内の農福連携の状況把握を行い、農業と福祉のニーズを踏まえながら、農福連携を地域で定着させるため、どのような形で町が農福連携に関わるかについて研究してまいります。

なお、議員御指摘の高齢者、生活困窮者等の就労、社会参画支援や犯罪、非行をした者の立ち直り支援等については、障がい分野との農福連携の研究を踏まえた上で、農福連携の広がりへの展開としてその必要性について判断していきます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） ありがとうございました。

この農福連携ということ自体に町が認識を持っているかどうかという疑問があったんですが、で、書いたんですが、広報まさき12月号に農福連携の記事が紹介されておりました。ということで、町としてもちゃんと認識されてるんだなということは確認させていただきました。

今、副町長からの御返答がありましたように、主体はやっぱり施設と農業者の連携というのが運営の主体であります。行政としてそういった国の方針にも沿いながら、強力で

支援を、サポートをしていただけたらと思います。そういった御返答だったと思いますので、継続して進めていただけたらと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

ここで理事者交代しますので、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 2 分 休憩

午後 2 時 4 分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

2 番西村元一議員。

○2 番（西村元一議員） 2 番西村元一が議長の許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

1 つ目、職員の懲戒処分が発令されましたが、このことについてお尋ねします。

今回の処分に至る事件の裁判は今も続いています。本人は、今も無罪を強く主張し、最高裁判所に上告しています。

そのような中で、今回の処分は当事者以外でも到底理解できないところが多くあります。町民がきちんと理解できるように全てを説明することが、今後の改善につながり、信頼回復の第一歩だと思います。

なぜ、今になって不起訴であった同僚を含めて処分をしなければならないのか。新事実が判明したのであれば、その場できちんと町民に説明すべきである。このままであれば、最初から職員たたきとしか感じ取れない。真実をきちんと示すべきであると思います。

それぞれ家族があり、今まで町民のために尽くしてくれたことの感謝の気持ちは忘れてはならないと思います。長い職員生活の中で間違いを立ち直らせる土壌も必要と思います。決してもみ消してしまえばいいという話ではない。もっと他の指導の仕方、取るべき道があったのではないかと思います。それすら値しない理由があるなら、ぜひこの場で教えてください。

それでは、1 番目に職員の懲戒免職処分についてお尋ねします。

まず 1 項目、なぜ今最高裁判所へ上告中の職員を懲戒免職処分にしたのか。

2、なぜ今になって不起訴処分であった職員を懲戒免職処分にしたのか。

3、なぜ役場職員だけこのような懲戒免職処分をするのか。世の中けんか両成敗とあるが、この事件を起こした業者は何のおとがめもないのか。元はと言えば、この業者が一番悪いと思うが、職員同様の厳しい処分、例えば永久に入札停止とかを与えなければいけないと思います。見解をお聞かせください。

4、業者の名前と社長の顔を入れ替えれば入札ができる松前町の今の仕組み、条例は改正すべきだと思うが、見解をお聞かせください。



また、別会社を設立して入札に参加するには、新規の建設業の許可の申請、経営審査の実施、指名願の申請が必要で、それぞれ審査があるはずですが、どのような処理をされましたか。新会社であれば一からの審査が必要でないのか。正規の手続を踏んで、松前町の認定業者として入札に臨むことができるシステムであることが、町民への信頼確保ではないのかと思います。理事者の見解をお聞かせください。

5、根本的な改善策は幾つもあると思うが、そのうちのひとつとして予定価格の事前公表の方がより職員を守りやすい仕組みだと思う。それを理事者は否定していますが、どんな根本的な改善策があるのか。

現在、県が作成して公表している材料単価表を基に工事費などを算出しているが、材料単価表に記載されていない材料や入手困難の単価については、特殊性を鑑み、職員が調査の上、その材料単価にある率を掛けて変えてから工事費などを算出している。しかし、それを知らうとする業者の入り込むところを発生させている。このことが、今の仕組みの中で一番問題があると思う。

それを解決するには、材料単価表を公表しているものと同様に予定価格を公表することであると思う。公表しない理由はなぜですか、誰がこのような決定をしているのか、今回の問題点を明確に示してください。

6、今回の事件でも、県が作成して公表している材料単価表を調べ伝えただけと聞かすが、これは通常業務の範囲内のことであり、何の問題もないと私は思う。もっとも悪いのは接待した業者側であって、職員は甘いわなにはめられただけで、今回の事案は事前から予測できたにもかかわらず、放任していた管理者の責任は重大であると思います。

町長も言われていた、あしき風習を一掃するには、今回の事件の関係業者等を全てを公表、処置してこそ、新たな入札制度でスタートを切ることができ、そのことが松前町民から理解を得られる一番の方法と思う。入札の方法の改善をと言われていましたが、具体的にお聞かせください。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 私からは、職員の懲戒免職処分についての御質問のうち、なぜ今最高裁判所へ上告中の職員を懲戒免職処分にしたのか、なぜ不起訴職員を懲戒免職処分にしたのかの2つの御質問にお答えいたします。

起訴された元主任技師は、裁判で無実を主張し事実関係も争っていたため、処分については裁判所の裁判を踏まえて判断する必要があったので、処分を保留していたところ、9月2日に控訴審で控訴棄却の判決が言い渡されましたので、それを契機に処分を行いました。

その理由は、上告を行った場合でも上告審は法律審であり、通常は下級審が行った事実認定は変更されないことから、下級審において認定された、元主任技師が職務に専念する義務があるにもかかわらず、執務時間中に業者の事務所でクロスワードパズルなどをしてきた行為や、厳密に管理する必要がある金入り設計書を不用意に業者の事務所まで持ち出していたことなどの行為を行っていたという事実を前提として、処分することができると考えたためです。

処分に当たっては、これらの行為のほか、職員懲戒審査委員会の調査において明らかとなった、少なくとも2回は業者から供応接待を受けていた事実を本人が認めていることなども総合的に判断し、地方公務員法違反として懲戒処分にしたものです。

したがって、仮に上告審において罪については無罪になったとしても、地方公務員法違反の事実が変わるものではなく、懲戒処分の効力に影響を与えるものではないと考えています。

不起訴であった職員を懲戒免職にしたのは、この職員の行為が刑罰法規には該当しないとしても、明らかに地方公務員法に違反しているためです。職員懲戒審査委員会の調査において、業者の積算した金額が町の設計金額に近いかどうか何回も教示していたことや、業者に遊戯代を無心することを繰り返していたことが明らかになり、本人もそのことを認めています。これらの行為は極めて悪質であり、地方公務員法に違反している度合いは元主任技師と同等以上のものであると認められます。

私からは以上です。

○議長（加藤博徳） 横山出納局長。

○出納局長（横山眞史） 続きまして、業者の処分はないのかとの御質問についてお答えします。

町発注の土木工事に関し、令和2年1月26日に公契約関係競売等入札妨害容疑で当時の代表取締役が逮捕された業者に対しては、その逮捕を受けて、本町では松前町競争入札参加資格停止措置要綱第2条の規定に基づき、令和2年2月1日付で、同日から令和3年7月31日までの18か月間の入札参加資格の停止を行いました。

また、愛媛県においても同業者に対し、令和2年2月5日付で、同日から令和3年8月4日までの18か月間の入札参加資格の停止を行い、さらに建設業法第28条第3項の規定に基づく監督処分として、土木工事業に関する営業のうち公共工事に係るものについて、本年7月19日付で、同月30日から11月26日までの120日間の営業停止を行っています。

このように、この業者に対しては、それぞれの処分権限を有している者がそれぞれの規定に基づいて処分を行っています。

次に、業者名と社長を変更した別会社が実績を継承できる今の条例は適切なのかとの御質問についてですが、当該業者は会社名、代表者、所在地を変更していますが、会社の同

一性は失われておらず、別会社になったわけではありません。

なお、御指摘のような条例は存在しません。

次に、今回の事件の問題点は、入札制度に問題があったわけではなく、町職員が業者となれ合い、非違行為が日常的に行われていた、いかげん過ぎる職場の体質であったと認識しています。

これを踏まえ、職員に対しては職員倫理条例及び発注担当者倫理規程を制定したほか、研修を行い、公務員倫理の啓発及び再発防止に努めています。

また、事業課においては、業者との連絡手段としては公用の携帯電話、または事務所の固定電話を使用することとし、個人の携帯電話の使用を禁止しました。

さらに、庁舎外において業者と接触する職員については、背中に松前町とプリントした統一された作業服を新たに整備して、これを貸与して着用させるようにし、常に町民の目からも職員であることが分かるようにしました。

なお、今回の事件を受けて、入札制度に関しては、昨年度予定価格の取扱いについて、大学教授からの意見もいただき検討を重ねた結果、事前公表によるデメリットの方が大きいと判断し、事後公表を継続することとしています。

また、予定価格の漏えいを防ぐために、予定価格及び最低制限価格はランダムな係数を乗じた価格とすることに見直しています。

次に、新しい入札制度は具体的にどのように考えているのかとの御質問についてですが、今述べたとおり、今回の事件に関し、既に入札制度の見直しは行っており、今回の事件に関しては、さらに入札制度を見直す考えはありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） さっき副町長が言われた、本人が食事とかそういう金券のようなものをいただいたという言われたんですが、本人は、食事も行ったけど、自分の食事は自分で払うたと言われてました。これは本人から確認取っとるんで、それは訂正してください。

○議長（加藤博徳） ただいま西村元一議員より固有名詞が出てきましたので、削除をさせていただきます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 私が先ほど一般質問の答弁で言いました職員は今言われた職員ではなく、不起訴であった職員を懲戒処分にしました。その職員が行った行為が業者に遊戯代を無心するとかしていたということで、先ほど言われた職員とは別の職員でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 最初に1番目の質問のときにそれをちらっと言われたんですが、どんなですか。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 私が最初に言いました起訴された職員については、言ったのは、懲戒免職になった主な理由は執務時間中に業者の事務所でクロスワードパズルなどをしていた行為や、厳密に管理する必要がある金入り設計書を不用意に業者の事務所まで持ち出していたことなどの行為を行っていたという事実を認定して処分した、そのほかに職員懲戒審査委員会においても、少なくとも2回は業者から供応接待を受けていたということを認めため処分したと申し上げました。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） その2回の接待というんが、ほやけん食事やと思いますが、要するに本人に確認したところ、本人は金券ももろてない、パチンコも自分には行きませんが、ほて、接待へ行ったけど、ほかの同僚の職員と一緒にいったけど、自分の食事代は自分で払うたということは本人から確認して言いよるんで、やっぱりその2回の調査というんは誰で調査したかというんも、この場で分かったら、後でもええけど教えてくれんですかいね。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 今も言いましたけれども、少なくとも2回は業者から供応接待を受けていたということを我々の調査委員会では本人が認めておりました。ほで、調査委員会の委員は、私を委員長として総務部長、総務課長、あと担当の部長、課長で構成されております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほたら、これ本人が私に言うたことはうそになるんかいね。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） それについては私どもは分かりませんが、私のほうは、先ほども言いましたように本人が委員会で認めたという事実をここで述べさせていただきました。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

それと、業者の根本的な、今横山局長が言うたように、何のあれもないと言われたんですが、要するに業者の1年半だけ、あれだけで、職員は懲戒免職までなっとんです。これ、職員はほしたら1年半したら戻るんですか。懲戒免職というたら戻れんどしょ。それ

を言よんです。かわいそうなことないですか、その職員。そりゃ接待受けた、ほたら接待したほうは1年半で戻れる、入札もできる、こんな町のやり方ありますか、どうですか。誰が考えても不公平でしょう。これ、2人も職員が懲戒免職になっとんです。

他の職員も3か月とかなんかへなっとるけど、パチンコ代ももろてない人もおるんですよ、これ、職員の中には。金券じゃパチンコ代ももろてない人もおるかも分からん。そういう人に対して、業者は1年半停止にただけでまた復帰ができます。役場の職員は復帰できますか。何ぼ公務員法か何か知らんけど、それやったら業者にもそういうような処罰をせなんだら、何ぼでも不正は出ます。今後出てきます。そのときどうするんですか、役場は。そんな甘いことではとるから、野放しにしとるから何ぼでも付け加えて入ってくるんです、職員に。

○議長（加藤博徳） 西村議員。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

町長が回答しますので、よろしいですか。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 法人というのは、個人が執行役員となって行動することになっております。つまり、法人の罰は基本的には執行役員である個人が受けると。一定の場合に両罰規定というのがあって、法人の役員が罰を受けるし、法人にも一定の罰を受けさせるということが法律で定まっております。つまり、法人というのは役員とは別の、いわゆる出資者が設立した別の組織ですので、一定の罰則は与えられますけれども、基本的な罰はその行為を、法人としての行為をした執行役員が受けるということに法律上は整理されております。

したがって、執行役員は、これ多分懲役刑になったんじゃないかと思いますけれども、聞き取った職員というのは、社長はです。そういう罰を、法律上のこの罪を犯した、ここで御説明しましたように、公関係競売入札妨害罪ということで有罪判決を受けておると思います。

それはそれで、執行役員は罰を受けてるということなんですけど、法人は執行役員を全部入替えたら新しい法人に生まれ変わるわけです。同一性は維持されますが、新しい執行体制になれば、それはそれで今後法人としての活動はさせていかなければいけないということで、一定の罰を与えた上でそのまま法人として存続するということになっているのが今の社会のルールですので、それだからといって職員を懲戒免職にするのはおかしいというのは、全く筋の違うお話だと思います。職員を懲戒免職にしたのは、それ相応の職員としての、公務員としてのあるまじき行為を行ったという事実に基づいてやっておりますので、その点は御理解をいただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それなら、何で不起訴処分になった時点で同じ、この新聞にも載っておりますが、新聞にも載ったけど、不起訴処分になったけど金券や何かをもろたんは最初に分かっとった問題やと思うんです。同等の罪があるというて書いて処分にしとんです。1年8か月も9か月も働かせて途中で首切るというたら、これ残酷ですよ。本人らは、もう不起訴になって仕事場へ復帰して、ああよかったというて仕事しようる途中で急に懲戒免職を言われたら、がっかりどころか、もう本当に開いた口が塞がらんようなことやないですか。

そのときに、不起訴になつとるときに、ほたら同じ懲戒免職にしとつたら問題なかったんやないんですかいね。やることが汚いんやないんですか。この新聞に、2回目の不起訴処分になった職員の懲戒免職の理由と10人の処分というて書いて、ここに書いとるでしょう。不起訴になったけど同等の罪じゃと。ここにも名前は載つとるけど、ほかの職員の主任と同等というて書いて、今頃、1年8か月も9か月も働かせた末に、たまげたように懲戒免職じゃおまえはというんはおかしいんじゃないですか。職員が控訴した時点でこれです、上告した時点で。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 先ほども答弁で申し上げましたとおり、起訴された元主任技師が裁判で無実を主張しておりました。それについても争っておりましたので、処分については裁判所の判断を踏まえて判断する必要があったので、処分の保留を行っていましたが、9月2日に控訴棄却の判決が言い渡されましたので、それを契機にその他の職員も併せて監督者も含めて全員を同日に処分させていただきました。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） いや、ほやけんそれ、待つとるとかないんで、同等のを控訴したけんというて、控訴却下されたけんというて、不起訴になって働かせとってかわいそうなことないですか。急にたまげたように首切るんは。それ、親のすること。子どもを捨てるんと一緒でしょうが。

○議長（加藤博徳） よろしいですか。

（2番西村元一議員「まだ言いよるんよ、わしゃ」の声あり）

はい。

（2番西村元一議員「そんな、上司がやっぱり自分の若い衆を雇うとって、自分が雇うとる人間がそんな不起訴になったけえ、ああよかったのうというて雇うとって、急におまえ辞めえ

と言うんはおかしいやない」の声あり)

西村議員。

(2番西村元一議員「はい」の声あり)

感想じゃなくて質問をお願いしたい。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 確かに懲戒審査委員会で、いわゆる懲戒処分にした起訴されていない職員の行動については、もっと早い時期に承知しておりました。したがって、その承知した段階で処分はできました。

ただし、1つの事件の処分なもんですから、一応五月雨のように分かった者から処分していくというのはやりたくなかったのです。一括処分という形で決定をしたかったということで、起訴された職員の裁判の状況を見守って、それが一定の事実認定についてはこれで固まったと思う段階がきたので、一括処分をしたというのが今回の措置であります。

働かせたという言われ方をおっしゃっておりますが、ちゃんと給料も払っておりますので、早く辞めさせるよりは、当該職員にとってはその1年8か月の間、給料がもらえて働けたわけですから、そんなに負担にはなっていないのではないかと私は思っておりますが、ただ気持ちの上においては早くしてあげたほうが彼の気持ちはよかったのかもしれない。

でも、そういう理由で一括処分ということが必要だろうということでそういう判断をしたということで御理解をいただいたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員。

○2番(西村元一議員) いや、ほやけん、それなら控訴して却下するまでに一審で負けた時点でやるべきやないんですか。一審で1年半という判決いただいた時点でするんが普通やないんですか。控訴して控訴を却下される、3か月も4か月もあります。それまでじっと様子を見よったというんが、ちょっと合点がいかん。一審で判決もろうた時点で裁判は1回は終わっとんです。

○議長(加藤博徳) 岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) それは、先ほども副町長から答弁をいたしましたとおり、三審制でありますので、一審で控訴した以上は、言うたら事実認定も変わるかもしれないんで、二審では。事実は、一審の証拠調べではこうやったという前提に基づいて裁判してるわけです。でも、裁判所が調べて、いやそれは違うんじゃないかと事実認定そのものが動く可能性があるわけで、その間はやっぱり様子を見る必要が、本人が無罪を主張してるだけに様子を見る必要があったということです。

ところが、最高裁はもう証人尋問をせんのです。事実調べをせんのです。下級審がこうじゃったというて決めた事実を前提として、その事実で罪に当たるかどうかだけを判断す

る裁判なんです。したがって、控訴審で決まった事実は前提とされます。つまり確定した事実になるわけです。そういう状態になったので、こちらもその事実に基づいて判断を、処分をするということにしたということです。御理解ください。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。情けない。

次に行きます。

介護保険による住宅改善の松前町の特別ルールについてお尋ねします。

介護保険の住宅改善とは、高齢者や……。

○議長（加藤博徳） 西村議員、すいません。

理事者が交代しますので、ちょっとお待ちください。

午後2時36分 休憩

午後2時36分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 2番目に、介護保険による住宅改修の松前町の特別ルールについてお尋ねします。

介護保険の住宅改修とは、高齢化や疾患のため住みにくくなった自宅に対して、保険を使って改修を実施するものである。段差を解消したり、フローリングにしたり、個人の住宅に住み続けるために必要な改修である。

この住宅改修を申請した町民に対し、住宅改修として給付されるフローリングの面積からベッドを置く床面積分を除くという判断がされた。つまり、6畳の部屋ならベッド床面積を除いて5畳分しか給付しないというものである。これは松前町の特別ルールだと知らされた。

ルールについて考察すると、介護保険は国の制度であり、その細かいルールについて厚生労働省からの通達や通知に示されているのみである。松前町独自のルールを作るとして認められているものは、利用者の権利を拡大する範疇のものだけに限られ、制限することは国で決められているサービスレベル以下の町になりますと宣言するのと同じことと思う。そこで幾つかの質問をしたい。

まず、1項目、権利の問題である。

町民が権利として国の制度を使うときに、松前町が特別なルールを作り、その権利を制限してもよいものだろうか。理事者の見解をお答えください。

2、ベッド床面積を除くという発想の問題である。

単にけちと呼ばれるやり方の問題でなく、介護の世界では障がいが高くなれば両側から介助することが通常であり、ベッドは動かすものである。その場合は給付すると保険課は



言うが、そんな曖昧な運用でよいものか。介護の常識に当てはめて対応するのがプロであると思われるがいかがか、お答えください。

3、松前町独自ルールが続いている問題である。

軽度者の福祉機器貸与の問題で、松前町特別ルールを廃し、厚生労働省通達どおりの運用をすると保険課は明言していたが、まだ残っていたではないか。点検は行ったのか。理事者の見解をお答えください。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 介護保険による住宅改修の松前町の特別ルールについてお答えします。

まず、介護保険の住宅改修について御説明します。

介護保険の住宅改修は、要介護、要支援認定されている方が、御自宅で自立した生活を続けるために必要な手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、今述べた住宅改修に付帯して必要となる住宅改修の6種類です。

住宅改修の支給限度基準額は、要支援、要介護の認定区分にかかわらず、1人生涯20万円が上限です。ただし、転居した場合や要介護度が3段階以上上がった場合は、これまでの給付額にかかわらず、改めて限度額として20万円が設定されます。改修費用が支給限度基準額20万円を超えない場合には、残りの額については再度住宅改修が必要となった場合に利用することができます。

お尋ねの住宅改修の床材の変更については、事前の相談の段階で、移動しないベッド下の床を支給対象外としていた過去の事例があったため、ベッド下を対象外とする旨説明したところ、除外するのはおかしいのではないかとの御指摘がありました。

この御指摘を受けて再考し、床の改修は通常一面の改修を行うため、ベッド下を除外することなく床全体を支給対象とすべきであると判断し、今年度からベッド下の床も含めて支給対象とするよう見直しを行いました。

以前の取扱いは、将来別の住宅改修を実施するときのために少しでも支給できる額を残すためであったと考えられます。

なお、平成28年度以降の住宅改修について調べたところ、支給件数は795件で、そのうち床材の改修は32件でした。この床材の改修のうち1件については、ベッド下の床を支給対象外としていましたが、ベッド下の床を除いてもなお住宅改修費用が支給限度基準額を超えていましたので、支給額に影響はありませんでした。

次に、松前町特別ルールについて点検を行ったのかという御質問ですが、特別ルールに

ついて点検を行った結果、特別ルールは残っていないと認識をしておりました。しかしながら、今回点検漏れが見つかり申し訳ありません。改めて漏れないよう点検を行い、国の通知に従い適切な給付となるよう心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よろしくお願ひします。

○議長（加藤博徳） 西村議員、続けてどうぞ。

○2番（西村元一議員） 3番目に、津波火災対策についてお尋ねします。

1項目に、東南海地震に関連してお尋ねしたい。

東日本大震災では、海岸部に多くの火災が発生して、多くはプロパンガスボンベが流され引火したものであったが、松前町を襲う津波によってボンベが流され、引火するおそれはあるか。その他の燃料についても、津波火災予防についてどのような対策が立てられているのか、あるいは立てるつもりか、理事者の見解をお答えください。

2、災害消火対策についてお尋ねします。

火災消火について、必要な消火栓や防火水槽が使えない、瓦れきで通行できないという問題から消火が困難であった場合、使用可能な消火栓など把握できているのか。また、通行可能にするにはどのようにするのか、お答えください。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

友田危機管理課長。

○危機管理課長（友田秀樹） 津波火災対策について、ガスボンベ火災対策についてお答えいたします。

平成23年の消防白書によりますと、東日本大震災関連での火災は1都10県で発生し、累計で286件が報告されています。

具体的な火災の発生原因としては、津波により浸水した家屋、自動車等における塩水による電気配線のショート、漏電等のほか、地震で損傷した家屋における電気配線の半断線、ショート、漏電等が報告されています。

また、平成24年3月に報告された経済産業省の総合資源エネルギー調査会における東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方についての報告書では、東日本大震災では、議員御指摘のプロパンガスについても、津波によりLPガス容器の流出が発生し、火災の要因の一つとなった可能性も指摘されています。

経済産業省と高圧ガス保安協会では、合同で作成しているLPガス消費者地震対策マニュアルについて、実効性のある災害対策マニュアルとするため、平成24年度に津波、水害等における対策を加えるとともに、名称もLPガス災害対策マニュアルと変更し、これを

用いてガス事業者へ災害対策の普及啓発を行っています。

町といたしましても、LPガスやそのほかの燃料も含め、津波時の火災の予防について関係機関と連携し、一般家庭で取り組むことのできる災害対策の啓発を行ってまいります。

続きまして、災害消火対策についてお答えいたします。

災害の際、瓦れき等により消火現場付近の消火栓や防火水槽が使用できない場合、または付近に消火栓や防火水槽が存在しない場合には、使用可能な消火栓や防火水槽、川や海などの自然水利から中継による長距離送水によって消火活動を行うことになります。

このため、現場で消火活動に当たる消防職員、消防団員は、平時から地域の地理や消防水利を頭に入れるよう努め、有事の際に対応できるようにしています。

なお、町内には現在消火栓383か所、防火水槽84か所、消防井戸157か所を設置しております。

災害により道路が通行できない場合は、警察、消防、自衛隊や関係機関と協力し、必要な措置を取ることとしています。また、松前町土木部会や愛媛県自動車整備振興会と道路の応急対応や瓦礫除去の協定を結んでおり、災害時には必要に応じて協力を求めることとしています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほども、もし津波が来て、万が一発生して、水の中に消防団や何やいうんが行けるもんですかいねと思うんですが、もうちょっと何かの対策いうんはないんじゃがな。

○議長（加藤博徳） それは、今2番のですか。

（2番西村元一議員「2番」の声あり）

2番の質問。

（2番西村元一議員「1番も一緒よ」の声あり）

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 1番も2番も一緒やと思うんですが、要するに津波が来て、津波が去ってからなら消火活動うか火がついとんも分かりますけど、それ皆逃げるんじゃないんですか、津波が来たら。

○議長（加藤博徳） で、そのときの消火をどうするかと、こういうことですか。

（2番西村元一議員「そうです。もし万が一、その津波のときにボンベが流れて引火しました、漏電の具合で油の車が流されて、ガソリンが出て引火しましたというときに、津波の水の上はどうして消防団が行くんですかっていうこと」の声あり）

そういうことを考えて……

(2番西村元一議員「そういうような問題も含めて……」の声あり)

いるかということですか。

(2番西村元一議員「何かほかに対策はあるのかなということを知りたいんですが」の声あり)

意味分かりますか。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 津波が来て、まだ水があるときはもう燃えとる、放っとくしかないとします。

(2番西村元一議員「え」の声あり)

放っとくしかないとします。津波が去って、まだまだ燃えとったらそれを消火に行きますけど、津波が今来よるときに消防団を行かせられません。そんなことは、そりゃ当たり前でしょ、そりゃ。みんな逃げないかんのですから。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員。

○2番(西村元一議員) この前町長さんが、地震が来たら津波が来るけん、2時間あるけん山へ向いて逃げと言うたんがそれですね。やっぱり逃げるんやね。はい、分かりました。

○議長(加藤博徳) よろしいですか。

(2番西村元一議員「はい。以上で西村元一、一般質問を終わります」の声あり)

西村元一議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午後2時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 住 田 英 次

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

12月20日（第3号）

令和3年松前町議会第4回定例会会議録

令和3年12月20日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	横山眞史
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	田中俊臣
子育て・ 健康課長	塩梅敬介

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	柏原正
--------	-----

議 会 事 務 局 記  
書

德 本 敏 子



令和3年松前町議会第4回定例会

議事日程表

No.3

	令和3年12月20日（月）	午前10時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	議案第56号 松前町防災会議条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（総務産業建設）	質疑 討論	採決
日程第3	議案第57号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（総務産業建設）	質疑 討論	採決
日程第4	議案第58号 松前町手数料条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（総務産業建設）	質疑 討論	採決
日程第5	議案第59号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（文教厚生）	質疑 討論	採決
日程第6	議案第60号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（文教厚生）	質疑 討論	採決
日程第7	議案第61号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（文教厚生）	質疑 討論	採決
日程第8	議案第62号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について		
上程	委員長報告（文教厚生）	質疑 討論	採決
日程第9	議案第63号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について		
上程	委員長報告（文教厚生）	質疑 討論	採決
日程第10	議案第64号 令和3年度松前町一般会計補正予算（第9号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑 討論	採決
日程第11	議案第65号 令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑 討論	採決
日程第12	議案第66号 令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑 討論	採決
日程第13	議案第67号 令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）		

上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決
日程第14	議案第68号	令和3年度松前町一般会計補正予算（第10号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決
	閉 議			
	町長挨拶			
	閉 会			

午前10時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

10番藤岡緑議員、11番村井慶太郎議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 議案第56号 松前町防災会議条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第2、議案第56号松前町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る12月7日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第56号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、防災会議の委員の資格を見直し、女性委員の登用の幅を広げるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、防災会議はどのようなときに開催するのかなどの質疑があり、防災会議の主な役割は防災計画の策定とその変更等である。防災計画を修正する場合に開催している。修正がない年は開催していないとの答弁がありました。

次に、防災会議委員を現在の17名から18名に1人増員する理由は何かなどの質疑には、現在4号の委員は町の職員で関係の深い部課長が9人と多い数字であった。外部の意見を重要視する必要もあり、内部の職員を4人減らし、外部の女性委員を5人増やすことにより、1人増員となりましたとの答弁がありました。

次に、防災・減災対策に女性の視点を取り入れるとは具体的にどのようなことかなどの質疑があり、避難所運営に際し、災害弱者といわれる方に対する女性の視点が必要である。また、固定的、性別的な役割分担の意識が、非常時になるとより負担が増加するおそれもある。男女共同参画の視点からも、それらを解消するために平時から役割分担を定め、女性の視点の意見を取り入れた避難所運営の在り方を考えておく必要があるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御

報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第3 議案第57号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第3、議案第57号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る12月7日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第57号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、地方税法施行令の一部が改正されることに伴い、未就学児がある世帯に係る国民健康保険税を減額するため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第58号 松前町手数料条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第4、議案第58号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る12月7日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第58号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、優良宅地造成認定申請手数料の額について適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第59号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第5、議案第59号松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長(影岡俊範議員) 去る12月7日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第59号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設が書面で行うこととされている作成、保存、交付等を書面で行うことに代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるようにするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、システムの導入や改修が必要なのかとの質疑があり、システム改修等が必要であれば保育事業者が行う。今回の改正は、保育事業者等が書面で行うこととされていた保存等が電磁化することができる旨を規定するものである。また、今までは保護者とのやりとりを紙でしか認めていなかったが、紙でもメールでも可能ということであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第60号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第6、議案第60号松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長(影岡俊範議員) 去る12月7日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第60号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、松前小学校放課後児童クラブの施設整備に伴い、その位置を変更し定員を増員するため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第61号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第61号松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長（影岡俊範議員） 去る12月7日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第61号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、産科医療補償制度の掛金額の引下げを踏まえ、出産育児一時金の支給額を改定するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、助産所も産科医療補償制度に加入しているのかとの質疑があり、愛媛県においては加入率は100%となっている。内訳は病院、診療所が35施設、助産院が2施設となっており、愛媛県内の出産においては全て対象になるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。



議案第61号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第62号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

日程第9 議案第63号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第8、議案第62号愛媛県市町総合事務組合理約の変更について及び日程第9、議案第63号愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についてを一括議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長(影岡俊範議員) 去る12月7日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第62号及び議案第63号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第62号は、愛媛県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務の構成団体から西予市が令和4年3月31日をもって脱退するための当該組合の規約変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第63号は、同じく西予市が令和4年3月31日をもって脱退することに伴う財産処分について、議会の議決を求めるものです。

審査においては特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第62号及び議案第63号の報告を終わります。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

議案第62号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第63号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時55分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第10 議案第64号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第9号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第11 議案第65号 令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第12 議案第66号 令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第13 議案第67号 令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)(上

## 程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第64号令和3年度松前町一般会計補正予算第9号、日程第11、議案第65号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号、日程第12、議案第66号令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号及び日程第13、議案第67号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長藤岡緑議員。

○予算決算常任委員長（藤岡 緑議員） 去る12月7日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第64号から議案第67号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第64号令和3年度松前町一般会計補正予算第9号は、歳入歳出それぞれ1億1,298万7,000円を追加し、総額を125億7,605万円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、義農大賞について、義農大賞は2件と決定しているとのことだが1つに絞れるのではないかと。例えば追加額によって補正予算が否決された場合、この義農大賞はどうするのかとの質疑があり、その場合、賞金は50万円ずつとなる。義農大賞は2件と決定しているので、一方だけVTRを作るというわけにはいかない。両方とも活動状況のVTRは作成できないことになる。撮影準備はしているが撮影には至っておらず、否決された場合はその旨を伝えて映像作品の制作は中止となるとの答弁がありました。

委員からは、行政側から審査委員に1件でお願いしますと言えば審査員も資料を基に1件に絞れたのではないかと。また、義農大賞が2件で決定しているということを大本に議会へ審査に出すということがおかしいと思う。1件に絞れないのだがどうしたらいいか、どうしても絞れないからこの追加予算が必要となるというのが本来のやり方ではないか。結局、2件と審査委員会で決定しているからこの追加をしますという、言わば報告になっているのではないかと意見がありました。

次に、義農大賞が2件となったのは町長が決めたのか、それとも審査員3人が甲乙つけがたいため2件にすると決めたのかとの質疑があり、審査員3人が2件と決めた。町長は審査に加わっていないとの答弁がありました。

また、審査委員から担当の総務部長、総務課長に2件の受賞で構わないかという打診があったのかとの質疑には、打診はあった。最終的には担当課でも相談し、町長の意見を踏まえて2件となったとの答弁がありました。

委員からは、審査委員会に任せた以上、委員会の審査結果になる。この審査委員会はメンバーも人数も分かっており、そこで1件に絞れないので補正予算が出ている。ふだん行っているボランティアの映像を撮るためにこれだけ必要になるということである。義農大

賞、これは義農作兵衛になれという義農スピリッツ、義農精神で行っている人のために義農スピリッツを引き継いでいこうというものであるとの意見がありました。

ふるさと納税について、ポータルサイトの使用料が年々上がっていると聞いた。使用料を抑えることも町にプラスになるのではないかとこの質疑があり、ポータルサイトはさとふるさとふるさとチョイスの2社を利用しているが、ここ数年使用料の増減はない。そのサイトの使用前は使用料が発生しないホームページを利用して募集をしていたが、それほど目に留まらず、ふるさと納税の歳入額がなかったが、サイトを利用することで歳入も増えてきており、当面はこのサイトを利用したいとの答弁がありました。

次に、全国から寄附があるのか、都道府県の数でいうとどのくらいかとの質疑があり、寄附がない県もあるがおおむね全国からいただいている。一番多いのは東京都の80件で、ほかにも神奈川県、大阪府など、都市部にお住まいの方から多く寄附をいただいているとの答弁がありました。

次に、ポータルサイト使用料55万7,000円の数字はどのように出したのかとの質疑があり、ふるさとチョイスは寄附額の5%、さとふるは12%が手数料となり、残りが純粋な寄附額となる。伸びれば手数料も上がるが、確実に収益となるとの答弁がありました。

また、150万円の返礼品代金に対しサイト使用料が55万7,000円の補正予算だが、当初予算では210万円に対し57万円であった。サイト使用料の割合が合わないのではないかとこの質疑には、昨年はふるさとチョイスが多い傾向であり、当初の段階でも多いと見込んでいたが、今年度の実績を見るとさとふるが多かった。補正予算では50対50で計算しているため、高めの金額になっているとの答弁がありました。

次に、不動産売払収入について、売却した土地は何坪かなどの質疑があり、今新開住宅跡地は約90坪であるとの答弁がありました。

続いて、保健福祉部所管については、産後ケア事業について、事業費123万3,000円が補正後は348万3,000円となっているが、利用回数はどのくらい増加したのか。今後どういう見込みになるのかとの質疑があり、当初55回の利用を見込んでいたが、119回の利用が見込まれる。この事業は初年度であったため、利用の審査に曖昧なところがあった。今後は審査に外部の人に入ってもらい、しっかり審議して本当に利用が必要な人を見極めるよう努力したいとの答弁がありました。

また、産後4か月以上の母親及び乳児の対応はどうなっているかとの質疑があり、子育て・健康課で相談事業や訪問を重ねていきたいとの答弁がありました。

次に、子ども・子育て支援費のシステム改修委託料の補助率について質疑があり、事業費の3分の2であるが、上限があり81万2,000円が限度額となったとの答弁がありました。

続いて、教育委員会所管については、ホッケー普及促進事業について、男子ホッケー一日

本代表サムライジャパンの強化合宿は昨年度までは補助があったと思うが、今回はないのかとの質疑があり、昨年度までは東京オリンピックの強化合宿の受入れとして補助があったもので、今年度の補助はないとの答弁がありました。

以上のような審査を行った結果、委員から義農大賞に係る事業費117万7,000円に関する部分を削除する修正案が出され、委員間討議を行い、修正案について採決を行った結果、賛成少数で修正案を否決しました。

次に、原案について採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第65号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算の主なものは、保険給付費等交付金の精算に伴う償還金の計上によるものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第66号令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算の主なものは、前年度の精算及び今年度の保険基盤安定納付金の確定に伴う増額によるものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第67号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の保険事業勘定の補正予算は、保険課所管分では、一般管理職の職員手当及び共済費と、地域密着型介護サービス給付費を増額するものです。また、福祉課所管分では、一般管理費の旅費の増額と、国から交付される保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金が確定したことにより財源振替を行うものです。

審査の過程において、町内の地域密着型介護サービス事業所数について質疑があり、町内には12か所ある。地域密着型介護サービス給付費の補正予算5,550万円の増額は、昨年10月に開設した有料老人ホームみかん・松前の当初予算の計上が少なかったため増額するものであるとの答弁がありました。

公募したときには補助金はないと聞いていたがとの質疑に対しては、これはサービス給付費で入所に係る給付であり、補助金とは違う。計上が少なかったのは、10月開設ということで当初予算を組む時期に入所人数が確定しておらず、見込みが少なかったためである。今回、全床分で増額しており、金額が大きくなっているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第64号から議案第67号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第64号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

討論があります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 私は、委員長の決定に反対の立場で討論をいたします。

提案されている補正予算は、コロナの経済対策で中小企業への支援金など、本当に必要な経費を計上して、補正予算に上げてもらって、町のため、町民のために税金を使ってもらっていいと思っています。最小限の経費で最大限の効果、それが行政の基本じゃないかと思っております。

でも、この予算の中の義農大賞に関しては少し違うと私は思っています。117万7,000円のことです。これは町民のための予算ではないと思います。

審査委員会で大賞は2件になったということでしたが、先ほどの委員長報告の中にもありましたように、町長による決定であるということが委員長報告でもありましたし、予算委員会で課長より答弁がありました。町長は大賞は1件でとさえいいだけで、それをなぜ言えなかったのか、不思議でいけません。

また、愛媛新聞等で出ておりましたが、1年も前に京都の能の先生に制作を依頼していたということが、予算決定の1年も前に制作を依頼しとったという事実が新聞報道で分かりました。

また、予算委員会の中では、先ほど委員長も報告がありましたが、同僚議員から修正案が提案されました。これは117万7,000円の予算削除の提案でありました。6対4で不採択となりましたが、少数意見を無視してそれでもいいのでしょうかね。後で本人から説明があると思います。

私がなぜ反対討論をするかと言いますと、本当のことを町民に知っていただきたいためです。そのために反対討論をするわけであります。このことは、議会広報にも出るでしょう。来年2月号になると思いますが、それを町民に読んでいただきたいがために、

この反対討論をするわけです。はっきり言いまして、町長は自分の趣味である能を事業化するための予算化をしていると思います。

終わりに、私は言葉は適当ではないと思いますが、あえて町長が10月の広報まさきの中で使われた言葉を引用させていただきます。この予算はいいかげん過ぎる、私物化予算です。あしき公約だと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（加藤博徳） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 私は、議案第64号令和3年度松前町一般会計補正予算第9号について、委員長の報告に賛成の立場で討論いたします。

まず、補正予算とは、年間を通じて各種事業を実施していく中で発生する様々な事象に対応するため、必要に応じて当初予算に増額や減額を行うものです。

この議案には、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内業者への支援や、3回目のコロナワクチン接種の実施に要する緊急性の高い経費に加え、障がい者支援、産後ケア、町道整備など、町のため、町民のために必要な経費が計上されています。この議案を否決すると様々な事業が実施できなくなり、町行政の運営に重大な支障を来します。その影響を受けるのは、町民の皆様であります。いずれの経費も、事業実施に必要なものであるから増額しているのであって、原案のとおり補正予算案を承認すべきだと思います。

特に、今回の義農大賞に関する補正予算については、大賞が2つとなったため大賞受賞者の功績の映像化にやむなく追加費用が必要となったものです。大賞は、委託業者が運営する審査委員会において決定されており、松前町とは独立した立場での決定で、公平公正に決まったものであるため、それについて行政が大賞を1つに絞れと横やりを出すことが公平な決定と言えるでしょうか。

また、大賞受賞者それぞれの御活躍ぶりを映像化し、イベント当日に披露すれば会場は大いに盛り上がることでしょう。そして、会場の全員から称賛を送ることが大賞受賞者の労に報いることであり、きっと今後の活動の励みにもなるでしょう。イベントには映像作品の放映が絶対に欠かせないと思います。

さて、そのイベントでは能が上演されることとなっています。先日の役場からの発表によると、その能は当町の義農作兵衛をモチーフにして、京都の有名な能楽師の方にオリジナルで書き下ろしていただいた当町独自の能で、題名は「義農」ということでした。

能を制作するのにどれぐらいの時間が必要か私には分かりませんが、頼んですぐに出来るものではないということは分かります。まず、資料をそろえ、長い時間をかけて構想を練り、何度も何度も修正を繰り返しながら出来上がっていくものだと思います。

聞くところによれば、岡本町長は、就任当初から義農作兵衛を題材にした能を作り、功

績を全国に広めたい、そして後世に残していきたいと考えておられたようです。伝統芸能である能の新作を果たして誰が作れるのか、ずっとそれを調べていた時期があったそうです。そんなときに、松山城二の丸の薪能での御縁で、ある能楽師の先生とお知り合いになり、その先生が新作能を作れることが分かりました。趣味が高じて理解、協力して下さる先生と親交が深まる中で、岡本町長から、実は我が町の偉人義農作兵衛の能を作りたいんだと話されたところ、先生に快諾していただき、少しずつ準備が始まっていたそうです。

委員会の中では、議会で予算が承認される前に能を制作したという御意見がありました。が、全くそうではありません。町長がお願いしていた際には、まだ事業の実施も決定していないし、予算もついていない、議会が承認してくれないと話を実現しないと、それでもいいですかと当たり前前に前置きをされたそうです。

役場の事業に限らず、民間においても何か新しいことをするときには前もって下調べをし、準備を始め、事業ができるかどうか、必要なところからは内諾を取るのではないのでしょうか。そんな当たり前のことをしないと、いざ事業を試みようとなったら誰もできる人がいなかったという何ともぶざまな結果になるかもしれません。つまり、下準備、いわゆる当たりをつけるというのは当然必要であり、その当たりをつける際は、予算がつかなかったら事業はできないと前置きをするのが常識だと思います。

議会を通らないと実現しないかもしれない、それでもいいですかという手前勝手なお願いだったと、町長御自身が記者会見の場で、報道の前で公表しています。ですから、やましいところは一つありません。

私は、能の上演について、その発想がとにかく素晴らしいと思っています。これは誰も思いつかない、町長ならではのアイデアであり、義農作兵衛のオリジナル能の完成は町長以外ではなし得なかった大きな功績と言っても言い過ぎではないと思います。

調べてみますと、能と狂言を合わせて能楽というんですけど、能楽は重要無形文化財、ユネスコの無形文化遺産第1号ということです。700年もの間続いている、世界で一番古い演劇ということでした。劇やミュージカル、あるいは歌だとはやり廃りがありますので、打ち上げ花火のようにそのときぱっと咲いてそれで終わってしまう、後に続かない可能性もありますが、能楽は700年も続いていたんですから、恐らく今後も長い間続いていくでしょう。今回制作した義農作兵衛の能は、未来永劫ずっと残り、我々の子孫が目にする機会がきっとあると信じています。義農作兵衛の精神が能を通じて未来永劫受け継がれていく、これ以上ない選択だと私は思います。今からその能を見るのが楽しみで仕方ありません。

これは私個人の要望になりますが、ぜひ町内の小学生や中学生、こういう人を招いて、日本の伝統芸能に触れさせていただきたい、そういう機会をつくってもらいたいなと私は



個人的には思っておりますが、特に今回は京都から偉い先生が来られて演じていただけると聞いています。超一流に触れることで、きっと子どもたちのいい刺激になると思います。

このように能を上演されるということは、大変すばらしいことだと思います。その能の費用を削って、今回の補正予算の穴埋めをしたらいいというような御意見を聞きますが、どうかこのまましっかり準備を進め、お二人の義農大賞受賞者の映像化を実現し、義農作兵衛の能の上演とともに、盛大にイベントを実施されることとあわせて、全国に義農作兵衛と松前町が広く知れ渡るきっかけとなればいいと心から願っております。

私たち議員としても、趣旨を理解し、どうせやるのなら盛大に盛り上がるよう応援する必要があるのではないのでしょうか。義農作兵衛の名が広がり、松前町の知名度が上がることについて、何ひとつ悪いところは見当たりません。

私としては、以前町から説明があったように、このような町を宣伝する広告事業は継続しないと意味がないと思っています。テレビのCMが毎日毎日繰り返し、朝から晩まで流れているのと一緒で、やめたら人間は忘れてしまうんです。だから、CMは繰り返し流れているんです。この事業が後世に受け継がれるよう、今後も続くように私は応援しています。

長くなりましたが最後に、議員が行う質疑、討論、これは住民の疑問であり、意見であります。表決において投じる1票は、住民の立場に立つての真剣な1票でなければなりません。住民全体の代表者であって、一部の代表者ではありません。

この補正予算は、義農大賞だけでなく、ふるさと納税や3回目のコロナワクチン接種、障がい者支援や産後ケア、町道整備など、ほかの事業予算につきましても、全て町民の生活に欠かせない予算であることから、否決になるようなことは町民全体の利益にはならないので、原案のとおり補正予算案を承認すべきであると考えます。

議員各位におかれましては、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます、私の賛成討論を終わります。

○議長（加藤博徳） 次に、原案に反対者の発言を許します。

4 番曾我部秀司議員。

○4 番（曾我部秀司議員） 私は、議案第64号令和3年度松前町一般会計補正予算第9号に反対です。それは、その中の一つ、義農大賞の増額分に反対という立場です。

私、委員会のほうに、その増額分に関する修正案を提出しました。

なぜ提出したかという、万が一原案が否決されると他の予算も執行できない。そのために、全部の予算が万が一否決されても執行できるよう修正案を出しました。しかし、否決されました。

そのときに私の考えをその委員会で述べさせていただきましたが、もう一度、各議員に

この件について考えていただきたい。それとともに、町民の皆様にも考えていただきたいと考え、この場に立つことを決めました。

まず、義農大賞の増額分117万7,000円。これですが、何度もありましたように、予定では大賞1名でしたが、それが2名になると。その1名増の映像作品制作費に当たります。ですから、当初の予定どおり大賞1名であると、この増額分は発生していないということです。

この義農大賞という事業、そもそもスタートのときに賛否が分かれていました。

私は、その事業に賛成、反対していた方が、この増額分だけを見るとどのように思うのだろうかと私なりに考えてみました。私は、議員たるもの全町民の立場に立ち、審査、審議し、時には議員間で討議し、是々非々の姿勢で判断するのが大切だと考えております。ですから、事業の反対者、賛成者がこの増額分をどう思っているか考えたところ、まず事業に反対していた方はこの増額分にも反対でしょう。では、事業に賛成していた方、これは町が2件でというならそれでいいよと思われる方がいる一方、いやそれならこの増額分は反対ですよ、できたらやらないほうがいいんじゃないかという方も出てくると思います。

そう考えると、当初の事業に反対、賛成、この増額分に賛成、反対を考えてみると、増額分に反対、もしくはそこまでやらなくてもいいよという住民が増えているのではないかと私は考えます。そういった町民の感情を考慮すると、やはり1人にして増額しないほうがいいのではないかと、このように考えるわけです。

このようなことを、先ほど言いました委員会で説明し、議員の方には、この後全町民の立場に立って意見を申し上げますというような流れでお願いしましたが、その修正案に賛成、反対の意見いろいろ出ましたけれども、私は、何か事業全体の賛成、反対を述べられている、そのような印象を受けました。これは私の説明不足、もっとしっかりこの件についてだけ話し合ひましょうと念押しすればよかったのですが、私のこれは説明不足の責任だと考えております。

中には、採決を先にして話せばいいではないかということもあり、また会の後には、あなた個人がそういう修正案を出さないほうがいいよというアドバイスも受け、いろいろ考えさせられ、勉強していかなければいけないなども考えております。

ちょっと話がそれたんですけれども、私の言いたいこと、最後にまとめてみると、増額をして事業を進めるべきか、そしたらこの増額分を町民の皆さん反対するだろう、賛成するだろうと考えたときに、反対する、あるいはやめたほうがいいんじゃないかという町民感情を考慮すると、やはり1人にして当初予算程度とするほうがいいのではないのでしょうか。そのほうが、多くの方が納得できると思うんです。

そういう考えで私は、この増額分に反対、つまり一般会計の補正に反対ということで

す。私のこの考え、多くの方が納得していただける、理解していただけることを願って私の反対討論を終わります。

○議長（加藤博徳） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番田中周作議員。

○6 番（田中周作議員） 私は、議案第64号令和3年度松前町一般会計補正予算第9号について、委員会の決定に賛成の立場で討論いたします。

今回、義農大賞事業に係る経費の増額、117万7,000円が争点となっておりますが、この増額経費は、委託業者が運営する義農大賞審査委員会において義農大賞が2件選ばれたことにより、大賞受賞者の方の活動に密着した映像作品を2つ制作するために必要となる経費です。

大賞を1件に絞ればよいという御意見もありましたが、義農大賞が2件になったのは選考をお願いしている審査委員会が2件に決定したためであり、行政側が選考をお願いしている以上、選考結果に行政が介入して結果を変えるべきではありません。行政が簡単に結果を変えてしまうのであれば、町とは独立した審査委員会で選考する意味がありませんし、そのような決定は公平性を欠きます。また、165件という多くの応募の中から真剣に大賞を選考していただいた審査委員の方々に対しても失礼だと思います。

今回の増額は、大賞が2つとなったため大賞受賞者の功績の映像化にやむなく追加経費が必要となったものであり、補正予算に計上されているほかの事業同様、事業を実施していく中で生じた事象に対応しようとしているだけであり、何ら問題はないと考えております。

義農大賞は今年度始まったばかりの新規事業であり、今はまだ事業の途中です。募集をし選考が終わっただけの段階で成果や効果をはかれるはずもなく、定例会の一般質問の答弁でもありましたとおり、知名度は事業を継続することで徐々に向上するものであり、1回の実施では効果がありません。

松前町は義農大賞という種をまいたところです。来年の表彰イベントまで全力で取り組んでいただき、事業が完了したら今回の課題や反省点を踏まえ、さらにこの事業を発展するための改善、改良に取り組んでいただきたいと思っております。

私は、義農大賞は民間でいうところの事業投資だと捉えております。事業投資は未来を見据え、将来の収益につながるために行います。義農大賞は町の全国的知名度向上を事業目的としておりますが、私はさらなる広がりを期待しております。

義農大賞を通じて松前町が作兵衛の町として全国に知られるようになれば、松前町を訪れる人が増え、それをきっかけに松前町のよさを知り、移り住む人が増えるかもしれません。また、全国に松前町の名がとどろくことで、町民一人一人が今以上に自分の町に誇りを持てるようになると思っております。

先が分からないからといってリスクをとらなければ、何のリターンも得られません。何もしないことはリスクもありますが、同時に機会損失であることも忘れてはなりません。

以上のことから、義農大賞は松前町のさらなる発展に向け必要な事業であり、この事業を継続し、成長させていくことが大切であると考えております。私たち議員としても、趣旨を理解し、共に考え、よりよい事業に育てていくことが松前町の未来につながるものと信じております。

終わりに、この補正予算案には義農大賞だけでなく、緊急性の高いコロナワクチン接種に要する経費のほか、障がい者支援や産後ケア、町道整備など、町民の皆様のために必要な事業予算が計上されておりますので、原案のとおり承認すべきであると考えております。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（加藤博徳） ほかに討論はありませんか。

（「はい」の声あり）

これで……

（「はい」「通告がない」の声あり）

通告がありませんので。

（「通告がないとあかんのよ」の声あり）

通告がありませんので。

（「いかんの」の声あり）

○議長（加藤博徳） これで討論を終わります。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議がありますので、議案第64号を委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤博徳） 起立多数です。したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

議案第65号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（2番西村元一議員「言えるん」の声あり）

質疑がありますか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） わしちょっとそこが分からんのよ。ちょっと文句が言いたい。ええですか。

○議長（加藤博徳） 今は文句のときじゃないんです。質疑ですから、お願いします。

（2番西村元一議員「文句のほうよ」の声あり）

文句は後で私が個人的に承りますから。

議案第65号、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

（「討論、討論、討論」「出してない」「討論いかんの」「できません」の声あり）

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第66号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第67号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第68号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第10号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算)、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第14、議案第68号令和3年度松前町一般会計補正予算第10号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第68号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の追加議案書3ページをお開きください。

令和3年度松前町一般会計補正予算第10号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2億4,805万9,000円を追加し、総額を128億2,410万9,000円とするものです。

この予算は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯の生活を支援するために支給する子育て世帯への臨時特別給付金を、対象児童1人につき現金10万円で一括給付するために追加計上するものです。

内容につきましては、塩梅子育て・健康課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 塩梅子育て・健康課長。

○子育て・健康課長(塩梅敬介) 失礼します。議案第68号について、補足して説明いたします。

初めに、歳出について説明いたします。

議案書の15ページと、参考資料の1ページをお開きください。

3款2項6目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、補正額2億4,805万9,000円は、子育て世帯への臨時特別給付金に係る費用を計上しています。

内容は、参考資料でお示ししているとおり、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯の生活を支援する臨時特別給付金を、対象児童1人につき5万円を支給することとしていましたが、国の方針転換により一括支給が認められたことから、年内に10万円を支給するため、追加支給に係る臨時特別給付金と事務費を計上しております。

続いて、歳入について説明いたします。

議案書の14ページを御覧ください。

14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、補正額2億4,805万9,000円は、歳出に計上した子育て世帯への臨時特別給付金の支給に対する子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金と、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第68号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（14番伊賀上明治議員「議長」の声あり）

伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） この案件は専決処分でもいい案件であるので、即決でいいと私は考えますが、皆さんに諮りをお願いします。

○議長（加藤博徳） 即決という提案が出ましたが、皆さんいかがでしょうか。

（「結構です。即決で結構です」「決を採ったらいいんじゃないかと思いますよ」の声あり）

一応、委員会付託というふうな形には今までできてくるんですが、この場で即決というふうな提案が出ましたが、皆さんいかがでしょうか。

（「暫時休憩」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

伊賀上議員から委員会付託を省略する動議が出されました。

この動議に対して、賛成する諸君の起立を求めます。

（「全員立たんといかん」「ほうよ」「即決で、即決でいいと」「即決でまた、即決」の声あり）

即決に対して、賛成の諸君の起立を求めます。

（「即決よ」「意味分かってない」「委員会、委員会、委員会」「動議になったんこれ」の声あり）

（賛成者起立）

○議長（加藤博徳） 賛成少数によって、委員会へ付託することに御異議ありませんか。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

このあと予算決算常任委員会を……

（「動議になったん」の声あり）

実施しますので……

（「賛成したら、数が多かったら」「いやいや、数はここは」「ほやけんよ、委員会」の声あり）

6階委員会室へお集まりください。

暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（加藤博徳） 本会議を再開いたします。

議案第68号令和3年度松前町一般会計補正予算第10号について予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 予算決算常任委員会に付託されました議案第68号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中に審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 村井慶太郎議員。

○11番(村井慶太郎議員) ちょっと突然で申し訳ないんですけど、この議会の初日の議会運営委員会で新しく改選されたもので、僕、委員会の中で、今まで議会改革委員会、これがあつたが、これはどうするんぞというような質問させてもろたら、議長が僕に預からせてくれと、議長預かりにさせてくれということを、ほたらその議会改革委員会どうするのって聞いたら、いやちょっと時間かかるけん考えさせてくれと。まあ考えるんもええんやけど、いつまでにしてもらえますか言うたら、この12月議会中に答えは出すと、今の議運で言うてもろた思うんやけどね。これ、何で言うか言うたら、その議長がお約束して、議長預かりにさせてくれと、今議会中に答え出しますよと言うんやけど、何ひとつ報告がないんで、議長の信用にも関わるかなと思って今質問させてもらいよんですけど。議長としてこれ預かりにさせてもろて、ほで預けて何の答えもないけども、この今までやりよつた議会改革委員会、これは自主的にやりたい人がちゅうことで、みんな勉強会みたいなことしよるんやけど、全然お答えないんです。この答えもろとかんと、これ閉会してしまうと議長がお約束する会期内、閉会してしまうと会期外になるんで、会期内にやってほし

いというんが私の要望ですが。

○議長（加藤博徳） 今議長の諮問に関する事項について、閉会中に審査するとともに、論議、議論をすることに御異議ありませんかという御質問の中で、私が申し上げてる議会改革についてのお問合せがありました。

今はそれについては検討しているんですが、特にタブレットについては今検討してるんですけどもまだ方向が見えないところでありますので、皆さんにお知らせするところがなくて、方向が見えないのが現状であります。

村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 理事者の前で悪いんやけど、これ議長、ちょっとお話がずれとんですが、タブレット関係ないんですよ。議会改革委員会をするに当たって、メンバーどうするいう話ししたら、言うたらその改革委員会を設けるかどうか、そこらも検討したいと。ほど検討するんもええけど、だらだら時間がたったらいかんのでいつまでにします言うたら、議長が今会期内にしますというお約束やった、議会運営委員会の中でですよ。議運におけるメンバーは知っとるけど、メンバー以外は知らん。けど、それ何にもせずに、タブレット、全然話が違いますよ。議会改革委員会を今会期内に決定しますいうことで議運でお約束されて、タブレットの話持ち出して、何か全然キャッチボールになってないんですけど、議長。もう町長の挨拶の後に、閉会の挨拶がある思うけど、これ閉会してしまうと、あなたの信用、議長の信用に関わる。全部あなたに一任しとんですよ。それを知らぬ存ぜぬ、しまいタブレット、意味が分からんですよ、議長。ちょっとお答えくださいや。

○議長（加藤博徳） 議員間の話につきましては、この後お伺いしたいと思いますので、御了承いただいたらというふうに思います。

（11番村井慶太郎議員「はい」の声あり）

閉会中に……

（11番村井慶太郎議員「11番、11番」の声あり）

村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 議長、話そらしたらいかんですよ。会期内に返事する言うたんじゃけん、会議閉会したら会期内じゃないんですよ、僕はそこを言よんですが。あなたが、議長が、議運のときにこの会期内に改革委員会を設置するかどうか、メンバーもどうするか、それは私が預かりましたよ、返事はいつですか、会期内にしますいうことで、閉会してしまうと会期内じゃなくなるんで、閉会の前に今言わせてもらいよんですが。議長、ように聞いてください。キャッチボールはできてません。話をそらすのはやめてください。お答えをいただきたい。

○議長（加藤博徳） 会期中内に、12月までにというお話をさせてもらいましたが、私自

身の考えがまとまっておりませんでしたので、引き続き検討させていただきたいと思  
います。大変申し訳ございませんでした。

併せて、閉会中にまたいろいろと御相談をさせていただいたらというふうに思いま  
すが、そのことについて御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(11番村井慶太郎議員「期限切るな」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしまし  
た。

(11番村井慶太郎議員「約束守れ」の声あり)

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、令和3年第4回定例会の閉会に  
当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。お  
かけをもちまして、提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚く  
お礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運  
営に当たりまして、十分に配慮してまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症について、国内では感染者数が少ない状況が続いてお  
り、県内でも感染確認ゼロの日が続いています。しかしながら、これから年末年始にかけ  
ては人の往来が増え感染リスクが高くなるほか、オミクロン株への警戒も必要ですので、  
町民の皆様におかれましては、日常生活での警戒レベルを上げて、引き続き感染回避行動  
に努めていただきますようお願い申し上げます。

終わりに、議員各位はじめ、町民の皆様のつつがない御越年と、迎えられる新しい年  
においては、コロナ禍が終息し、皆様にとりまして輝かしい幸多き年となりますよう御祈念  
申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(加藤博徳) これにて令和3年松前町議会第4回定例会を閉会いたします。

午後1時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 藤 岡 緑

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎